

令和 6 年度 高等学校等就学支援金制度等に関 する都道府県担当者等説明会

**令和 7 年 2 月
初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム**

目次

1. 義務教育段階の就学支援等について 【就学援助担当】

2. 修学支援に係る各種依頼事項 【就学援助担当・高校の修学支援担当】

- ①. 義務教育段階～大学段階までの経済的支援と修学支援制度の周知について
- ②. 修学支援制度に係る今後の予定
- ③. その他の周知事項

3. 高校生等への修学支援について 【高校の修学支援担当】

- ①. 高等学校等就学支援金等について
- ②. 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）について
- ③. 私立小中学校等における家計急変世帯への支援について

本日の説明の背景

1. 「高校段階についても、質の向上を図りつつ、教育費の負担軽減を推進する。」

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において示されました。

2. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年改正）の公布

こどもの貧困の解消と将来の貧困の防止と妊娠・出産からおとなまで段階を通じた切れ目ない支援を基本理念とした法律が公布されました。

3. 政府全体でのデジタル化の推進

デジタル社会の形成に関する重点計画（令和6年6月21日閣議決定）の策定や、ガバメントクラウドへの移行など、政府全体としてデジタル化が推進されています。

⇒ このような状況に基づいて、文部科学省としても事務の運用の改善等に取り組んでまいります。

各御担当におかれても、御協力をお願いいたします。

1. 義務教育段階の就学支援等について

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ① **要保護者**……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 【令和4年度 約8万人】
- ② **準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
（認定基準は各市町村が規定）【令和4年度 約117万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ① **補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ② **補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／医療費／学校給食費
- ③ **国庫補助率**：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ **令和7年度予算額（案） 5億円（前年度予算額5億円）**
 - **単価の引き上げ**・「オンライン学習通信費」の**単価引き上げ**（家庭における1人1台端末の活用の進展）・「卒業アルバム代等」の**単価引き上げ**（高校入学前の負担軽減）

小学校：14,000円 → 15,000円（+1,000円）	中学校：8,800円 → 10,000円（+1,200円）
中学校：14,000円 → 15,000円（+1,000円）	



○ **運用の変更** 第1学年の「学用品費」※1を「新入学児童生徒学用品費等」※2と併せて**入学前支給可能に**

※1 小学校：11,630円、中学校：22,730円
※2 小学校：57,060円、中学校：63,000円

4 準要保護者に係る支援

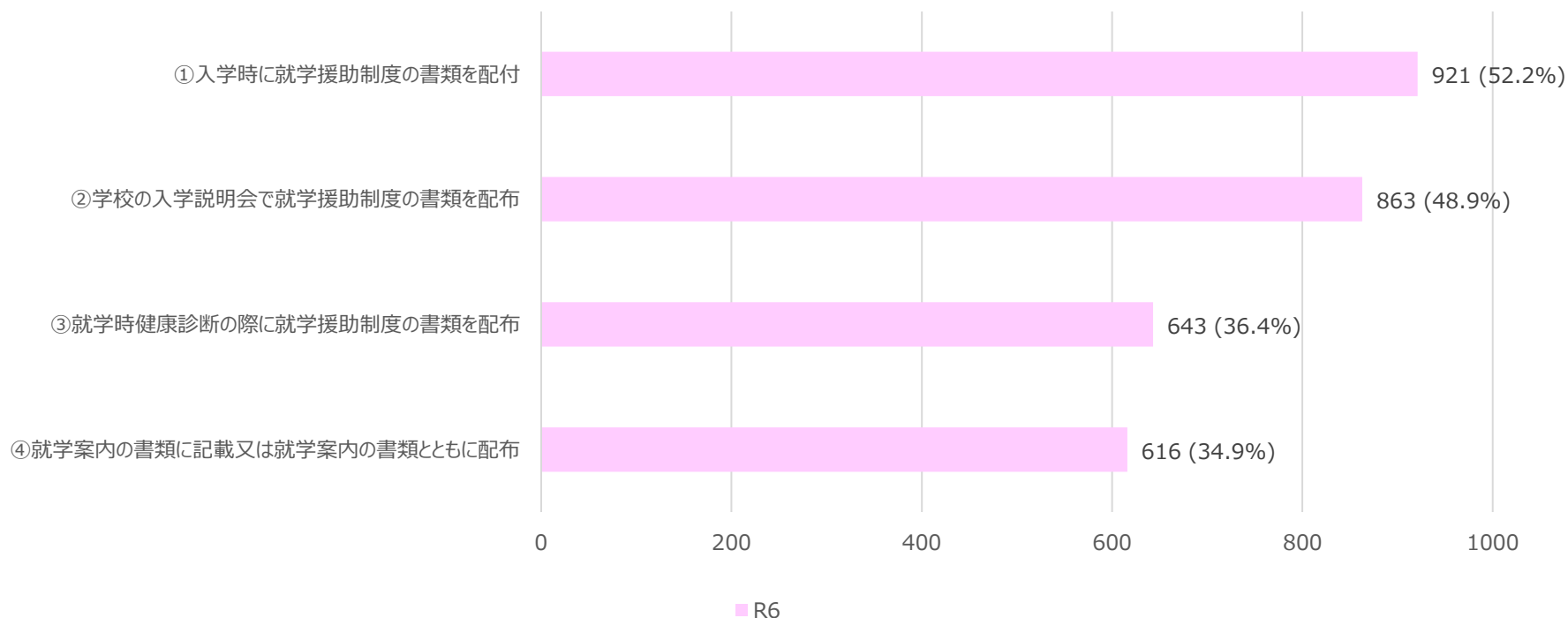
準要保護者に対する就学援助については、三位一体の改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

こどもまんなか実行計画
の施策の進捗状況を
検証するための指標

入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,477 / 1,765市町村 83.7%（対前年度+0.5ポイント）

○ 1,477自治体において、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配付することに加え、入学時に以下のような周知を行っている。



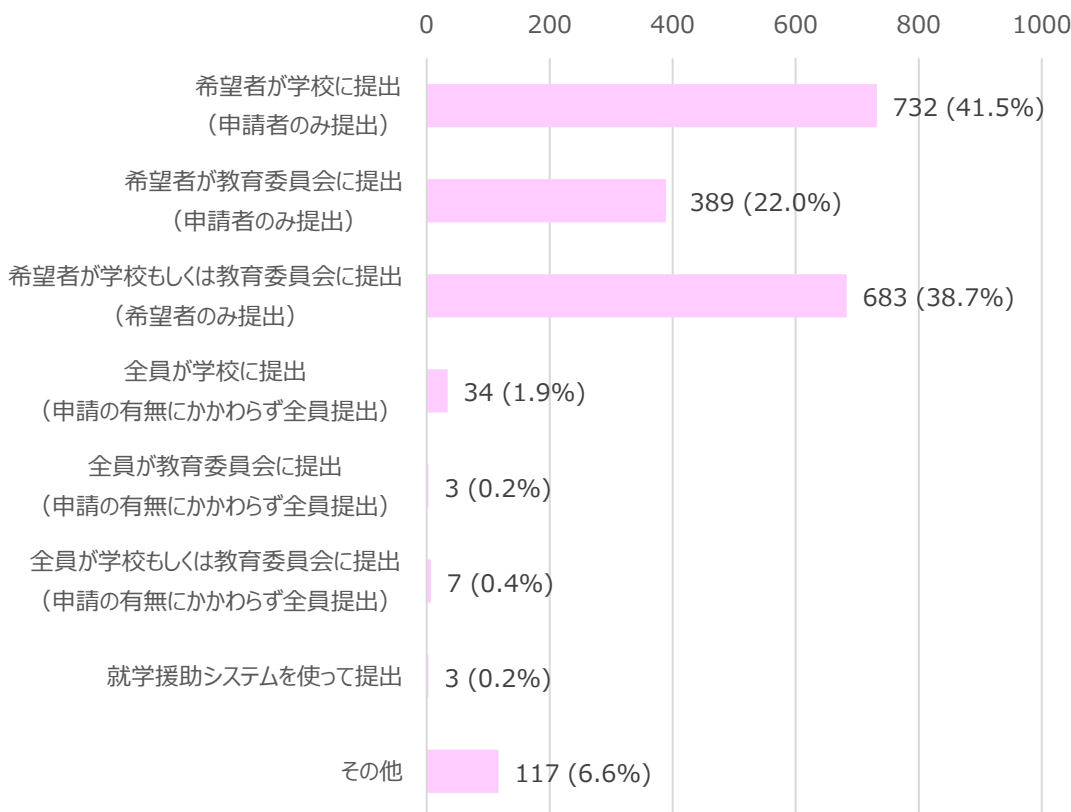
※複数回答可。

※上記指標の割合は「毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布する」と回答し、かつ①、②、③、④のいずれか1つ以上を回答した市町村の割合としている。

○ その他の自治体においても、ホームページや広報誌等での制度の掲載、民生委員やスクールソーシャルワーカー等からの案内配布、自治体のSNSや保護者向け一斉配信メール等を活用した案内の発信等の周知を行っている。

申請書の提出方法

- 「希望者が学校に提出（申請者のみ提出）」と回答した割合が41.5%（732市町村）と最も高い。
- 申請の有無に関わらず、全員に申請書の提出を求めて申請希望の有無について確認している自治体もある。



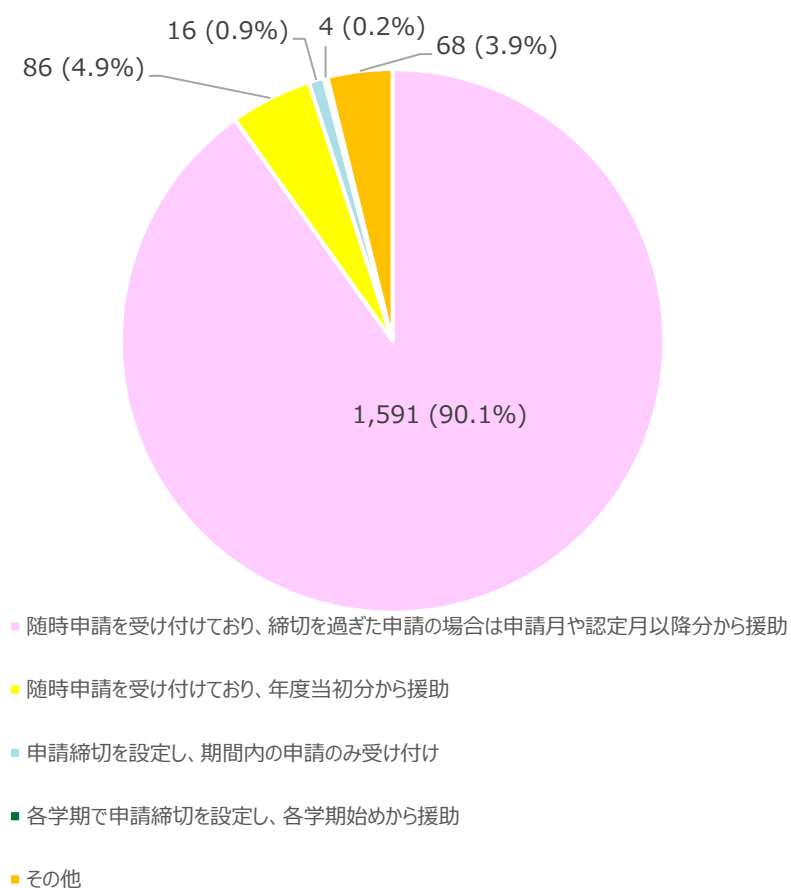
※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 複数回答可。

※ 「その他」としては、「新入学児童学用品費等の対象者のうち小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出」などがある。

申請期間

- 就学援助制度の申請期間について、随時申請を受け付けていると回答した市町村が95%（1,677市町村）となっている。



※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

※ 「その他」としては、自治体の施策で無償化を実施しており、申請を要しない場合など。

小学校

中学校

こどもまんなか実行計画
の施策の進捗状況を
検証するための指標

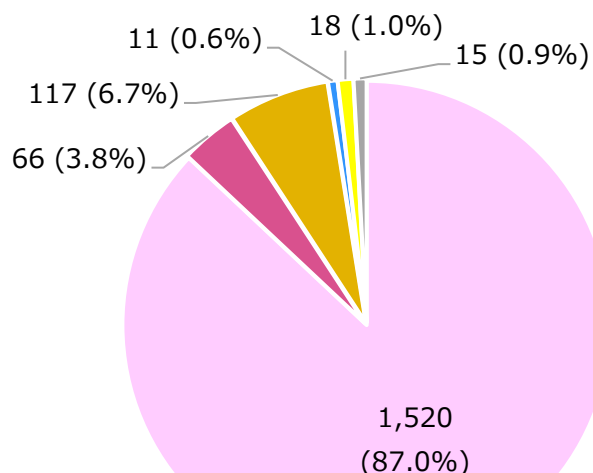
●「令和6年度入学者に実施済み」と回答
1,520／1,747市町村 87.0%

●「令和6年度入学者に実施済み」と回答
1,534／1,762市町村 87.1%

●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
66／1,747市町村 3.8%

内訳

- 令和7年度新入学者から実施予定：9市町村
- 令和8年度新入学者以降の実施予定：4市町村
- 未定：53市町村

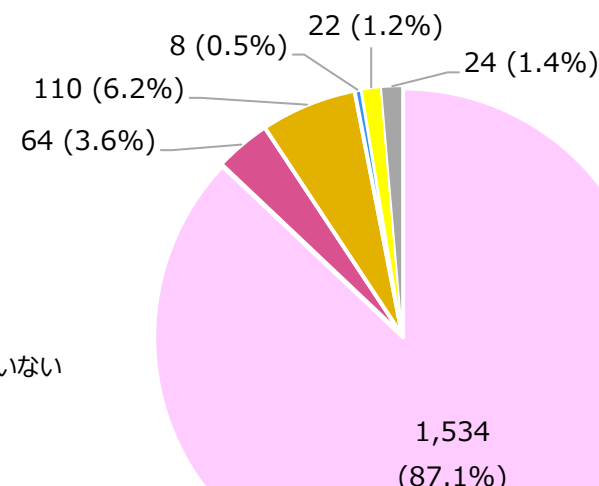


- 入学前支給を行っている
- 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている
- 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない
- 新入学学用品等を無償化しており、入学前支給を行っていない
- 対象者がいないため、入学前支給を行っていない
- その他

●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
64／1,762市町村 3.6%

内訳

- 令和7年度新入学者から実施予定：9市町村
- 令和8年度新入学者以降から実施予定：4市町村
- 未定：51市町村



※ 回答市町村数について、組合立学校は当該学校種のための回答数に含まれる。
 ※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。
 ※ 「その他」としては、就学援助制度とは別の支援制度を実施している場合などがある。

就学援助実施における留意事項

○外国人の児童生徒について

- ・公立小中学校に在籍する外国人の児童生徒に係る就学援助については、日本人児童生徒の場合に準じて同様の取扱いをすること。
- ・我が国に在留する外国人及び我が国の義務教育対象年齢の外国人児童生徒が近年増加傾向にあることに鑑み、就学援助制度の周知については、新入学相当年齢の外国人児童生徒及び学齢相当の外国人児童生徒の保護者が入学を決定する前の適時に行うことにも配慮すること。
- ・就学援助制度を説明する資料の作成に当たっては、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人住民の多くが日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。
- ・外国からの転入学者についても、就学援助制度の周知は、児童生徒及び保護者が入学を決定する前の適時に行うなど、援助の実施漏れがないようにすること。

○世帯の経済的状況に応じた配慮について

- ・経済的理由により就学困難な児童生徒を支援するという制度の趣旨を踏まえ、認定されるまでの間は各費目の徴収を猶予するなど、当該世帯の経済的状況に応じた配慮に留意すること。

○国立・私立学校及び区域外就学の取扱いについて

- ・学用品費等については、国立学校及び私立学校も含め、居住している市町村の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する者についても、居住している市町村において就学援助の対象とすること。

○保護者の経済的負担の軽減について

- ・教育委員会及び校長は、ランドセルや通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。

学校における通学用服等の学用品費等の適正な取扱いについて

- ・学校における通学用服等の学用品等の購入については、過去の通知等を踏まえこれまでも保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意いただいていると認識。
- ・今般、公正取引委員会から「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」が令和5年10月23日に公表されたところ。
- ・改めて保護者の経済的負担の軽減について適切に取り扱われたい。

○学校制服の取引実態に関する事後報告書について

- ・公正取引委員会において、以下URLに「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」（令和5年10月公表）が掲載されているので、「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（平成29年11月公表）と併せて、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取組を行うに当たっての参考とされたいこと。

（参考1）学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023seihuku.html>

（参考2）公立中学校における制服の取引実態に関する調査について

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129.html>

○保護者の経済的負担軽減について

- ・学校及び教育委員会は通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないようにすることに留意すること。

○通学用制服の選定等について

- ・学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。
- ・教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

○保護者等学校関係者への情報提供について

- ・学校においては、学校に関する保護者等学校関係者の理解を深める観点から、通学用服の選定や見直しの際には、保護者等学校関係者に対し通学用服の選定の経緯等について、ホームページ等を通じた情報提供が行われることが望ましいこと。

地方公共団体標準準拠システム移行支援事業（就学）

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

0.2億円
0.2億円



現状・課題

・地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定）で、令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」と位置付け、地方公共団体の基幹業務システムを、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を行う。

事業内容

事業実施期間 令和3年度～

各自治体が令和7年度までに標準準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、国は標準化法第9条等に基づき、自治体からの技術的な相談等に対し、遺漏なく対応する必要がある。また、令和7年度は、自治体が行う標準仕様書への適合確認の支援や他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合、制度所管府省として、必要に応じて標準仕様書の改定を行う必要がある。

このため、専門的な技術的知見を有する民間企業等への委託事業として、地方公共団体標準準拠システム移行支援事業（就学）を実施する。

自治体の標準準拠システム移行支援

- 標準準拠システム導入（移行）にかかる技術的な助言
- ベンダが開発したシステムと標準仕様書との適合確認
- 標準仕様書等に関する問合せ対応
- 先行導入した自治体の情報提供
- 自治体からの技術的な相談等を踏まえた調査研究 など

標準仕様書の随時改定

- 他制度の制度改正や共通事項の標準仕様書等の改定があった場合に係る標準仕様書の改定対応



関係する閣議決定など

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）
地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）
地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組についても、基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則2025年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備する。その際、2025年度に向けて、制度改正等が移行作業に与える影響を地方公共団体や事業者を通じて丁寧に把握し、移行困難システムを含む基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて積極的に支援する。
- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和5年9月8日閣議決定）
令和5年(2023年)4月から令和8年(2026年)3月までを「移行支援期間」と位置付け、国はそのために必要な支援を積極的に行う。
制度所管府省は、所管する事務が効率的かつ効果的に実施されるようにする観点から、標準化法第6条第1項に基づき定める基準(以下「機能標準化基準」という。)の策定及び変更を行う。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）
第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治体	標準仕様書改定 (3.0版) ※令和5年度末	標準準拠システムへの移行 (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用)	
文部科学省		標準準拠システム移行支援	
		随時改定	随時改定
件数	1箇所	委託先	民間企業等

就学事務の概要

学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学校の指定などの事務（就学事務）を行っている。

就学援助

学校教育法第19条に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行う制度。

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

0.5億円
0.5億円



現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

事業実施期間 平成28年度～

就学援助事業【小・中学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- （対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- （対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- （対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒
（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

5億円 【東日本大震災
7億円）復興特別会計】



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和6年3月19日閣議決定）

- （1）**地震・津波被災地域**・・・就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）**原子力災害被災地域**・・・就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

事業実施期間 平成23年度～

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

2. 修学支援に係る各種依頼事項

①義務教育段階～大学段階までの経済的支援と 修学支援制度の周知について

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す

— 令和7年度予算（案） —



幼児期

幼児教育・保育の無償化^(※1)

※1 令和元年10月～

令和元年10月から実施されている無償化措置を着実に実施

8,858億円 (8,858億円^{※6})
(こども家庭庁計上)



義務教育段階

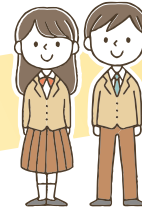
就学援助^(※2)の充実

※2 昭和31年4月～

要保護児童生徒の 保護者に対する 就学援助の充実

- 「オンライン学習通信費」の単価引き上げ
- 「卒業アルバム代等」の単価引き上げ
- 第1学年の「学用品費」の入学前支給を可能に

5億円 (5億円)



高校等段階

高等学校等就学支援金^(※3)・ 高校生等奨学給付金^(※4)の充実

※3 平成22年4月～、※4 平成26年4月～

高等学校等就学支援金等

授業料を支援する高等学校等就学支援金制度の着実な実施

4,074億円 (4,090億円)

高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)

低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金を充実
●非課税世帯全日制等（第1子）の給付額を増額し、私立の全日制等の第1子と第2子以降の給付額を同額とすることを実現

147億円 (147億円)



高等教育段階

高等教育の修学支援新制度 (高等教育の無償化)^(※5)

※5 令和2年4月～

- 住民税非課税世帯の学生等に授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施し、それに準ずる世帯の学生等についても併せて段階的な支援を実施

- 令和7年度から多子世帯の学生等に対して授業料等を所得制限なく国が定めた一定の額まで減免

7,025億円 (5,908億円^{※6})
(こども家庭庁計上)

※6 令和元年10月の消費税率引き上げ分（地方分も含む）を活用。

※7 ()内は令和6年度予算額。

希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

令和7年度 教育費等の主な負担軽減策：所得階層別（イメージ図）

		生活保護世帯	住民税非課税世帯 ～270万円	～300万円	～380万円	～590万円 /~600万円	～800万円	～910万円	910万円～1250万円
幼稚園	利用料	幼児教育・保育の無償化							
小中学校	授業料・教科書	授業料不徴収・教科書無償給与							
	授業料・教科書以外	就学援助 (S31.4～)	準要保護世帯への就学援助 三位一体改革で税源移譲 市町村が単独実施						
高等学校	授業料	私立高校加算 39.6万円/年(上限)など							
		高等学校等就学支援金(国公立) 11.88万円/年(上限)など							
	授業料以外	高校生等奨学給付金 【国公立】13.2万円/年(第1子)など 【私立】15.2万円/年(第1子)など							
大学等	授業料等	授業料等減免 (高等教育の修学支援新制度) 全額支援	2/3支援	1/3支援	私立理工農系:文系との 授業料差額に着目		全額支援 多子世帯 (所得制限なし) 【R7拡充】		
	授業料等以外	給付型奨学金 (高等教育の修学支援新制度) 全額支援	2/3支援	1/3支援	多子世帯:1/4支援		無利子奨学金(貸与) 有利子奨学金(貸与)		
大学院 (修士段階)	授業料等	授業料後払い制度 (大学院(修士段階))			無利子奨学金 (貸与)			有利子奨学金 (貸与)	

※年収目安については、両親・子2人の4人世帯を想定。

※高等教育の修学支援新制度について、「こども未来戦略」に基づき、令和7年度から、多子世帯の学生等の授業料等を所得制限なく一定額まで無償とする措置を講ずる予定

高校、大学・専門学校段階における経済的支援について、**支援の対象でありながら、制度を利用していない方が一定数存在します。**
制度について知らないがために進学・修学を諦めることがないよう、**義務教育段階における保護者等への制度周知に御協力ください。**

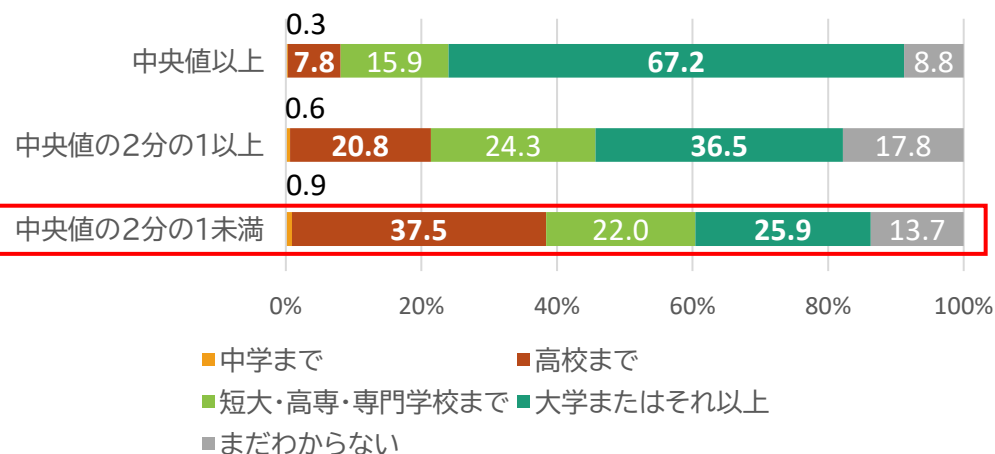
① 義務教育段階における周知の意義

・中学校段階における生徒や保護者に関する調査によると、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子供が将来どの段階まで進学するか希望・展望に関して「大学またはそれ以上」と回答した割合が低いという傾向。
その背景として、経済的な理由を挙げる者が多い。（内閣府「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」より）

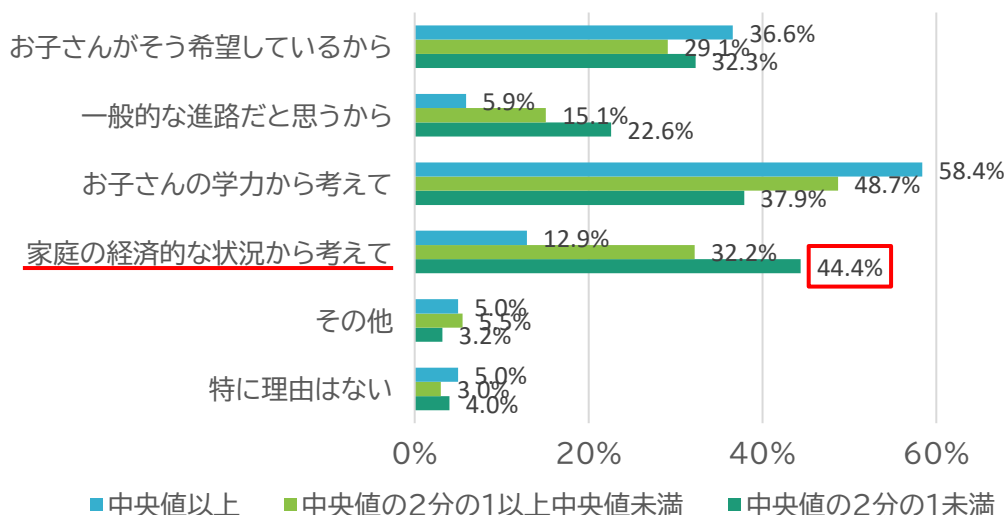
→**高校、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校への進学前の段階で、生徒及び保護者に、高校段階の修学支援制度や、返済不要の給付型奨学金をはじめとする支援策（高等教育の修学支援新制度）が十分に認知されていない可能性。**

保護者の回答分布：収入の水準が低い世帯ほど、経済的な理由により進学段階の希望が高校段階までにとどまっている傾向

等価世帯収入の水準別、子供の進学段階に関する希望・展望



等価世帯収入の水準別、進学段階に関する希望・展望について「高校まで」と考える理由



詳細は「高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度及び高等教育の修学支援新制度の周知について(通知)」(令和6年7月10日付け

文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長・高等教育局長連名通知)を参照。[高等学校等就学支援金制度等及び高等教育の修学支援新制度の周知について\(通知\): 文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

② 依頼事項・・・経済的支援を知らないために、進路希望の選択肢をせばめて将来の夢や進学をあきらめてしまうことがないように、以下の資料等も御活用いただきながら、制度の周知をお願いします。

<学校への依頼事項>

- ・経済的な理由により進学や修学を断念することがないように、義務教育段階においても、高校、大学段階における修学支援制度について積極的な周知を行うこと。
- ・特に、**住民税非課税世帯など経済的支援を必要とする者(就学援助や高校生等奨学給付金の対象者)**については、高校・大学等の支援対象となる可能性が高いので、**児童生徒等及び保護者の心情やプライバシーにも配慮しながら、修学の継続の観点からもより丁寧に周知**すること。

<教育委員会等への依頼事項>

- ・保護者等から経済的支援について相談があった場合に助言を行うことができるよう、**小中学校の管理職や進路指導主事・キャリア教育担当者、スクールソーシャルワーカー等に対して、各種修学支援制度を周知**すること。

◆◆文部科学省作成 周知用資料◆◆

高校段階の修学支援

「学びたい」をあきらめないで
家計急変した高校生へ

離婚、倒産等による減収などで家計が急変し、**国やお住まいの都道府県の支援**が受けられる場合があります。

① 授業料の支援

家計急変事由が発生し、世帯年収が約270万円未満相当まで減少した世帯が対象
※世帯収入・世帯で就労困難、自己の責めに帰することのできる理由等

② 教科書・学用品などの教育費の支援

生活保護世帯、年収約270万円未満(住民税非課税世帯)の世帯が対象
※高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科(特別支援学校は「特別支援教育奨学助成」の対象があります)

③ 授業料軽減

お住まいの都道府県が定める要件に該当する世帯が対象
※都道府県によって実施状況が異なります。

国・公立：約12万円
私立：約40万円
私立：約12万円

2. 高校生等奨学給付金
約3～15万円
※国・都道府県が定める要件に該当する世帯が対象

このほかに都道府県において独自の支援がある場合があります。

大学・専門学校段階の修学支援

学びを、お金で、あきらめない。

大学や専門学校などの学びは、高校までよりもお金がかかります。
年間最大約 **160万円**の「返さなくていい奨学金」等の支援が受けられます！

世帯年収や進学先に応じた金額など詳しいことは「JASSO」や「修学支援」で検索をQ
自分が支援の対象になることを知らない中高生がたくさんいます
身近な方やSNSでの拡散に御協力をお願いします。



詳細は「高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度及び高等教育の修学支援新制度の周知について(通知)」(令和6年7月10日付け

文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長・高等教育局長連名通知)を参照。[高等学校等就学支援金制度等及び高等教育の修学支援新制度の周知について\(通知\): 文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

②修学支援制度に関する今後の予定

令和 7 年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）（抄）

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

（地方税）

（1）給与所得控除

給与所得控除について、55 万円の最低保障額を 65 万円に引き上げる。

（2）特定親族特別控除（仮称）

① 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

② その他所要の措置を講ずる。

（3）所得税における（2）から（4）までの見直しに伴う所要の措置

① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。

② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。

③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を 85 万円以下（現行：75 万円以下）に引き上げる。

④ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 8 年度分以後の個人住民税について適用する。

第一 令和 7 年度税制改正の基本的考え方

1. 成長型経済への移行

（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて対応することとし、令和8年度分の個人住民税から適用する。

上記の所得税及び個人住民税の見直しについては、デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに對して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする。

従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、負担能力に応じて支え合う全世代型社会保障の考え方や給付と負担のバランスの安定性確保の重要性等も踏まえ、所管省庁において検討し、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

（1）個人所得課税のあり方

③人的控除をはじめとする各種控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

また、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和 8 年分の 所得税及び令和 9 年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和 6 年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和 8 年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。

4. 義務付け・枠付けの見直し等

【文部科学省】

（10）地方税法（昭 25 法 226）

高等学校等就学支援金の支給に関する事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22法18）4条）等については、都道府県が保護者等の収入状況を速やかに取得できるようにし、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・高等学校等就学支援金等を受給しようとする生徒、保護者等向けのリーフレットにおいて、**事前に個人住民税の申告が必要である旨を追記し、令和6年度中に周知する。**[再掲]
 - ・個人住民税の申告（317条の2）について、地方税ポータルシステム（eLTAX）及びマイナポータルにより行うことができる仕組みを令和7年中に構築する。[再掲]
- （関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（26）高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）

高校生等奨学給付金については、申請先が高等学校等就学支援金と異なり、保護者等の住所地の都道府県であることによって生じる**都道府県、高等学校等の事務負担を軽減するため、申請者に分かりやすい周知方法を検討し、令和6年度中に結論を得る。**

その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、**高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせる**ことにより、申請者にとって分かりやすい制度にすることについては、都道府県へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、**令和7年度中に結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年度用 就学支援金・奨学給付金の周知用リーフレット

「学びたい」を
あきらめないで
高校生の学びを応援します！



みんなに知ってほしい
高校生への**2つの支援**

1 授業料の支援  **高等学校等就学支援金制度**

年収約910万円未満の世帯が対象
学校種：高等学校、特別支援学校(高等部)、
高等専門学校(1～3年生)、専修学校(高等課程)など

制度の詳細はこちら
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

申込みは、**学校へ**
入学時の4月・毎年7月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

2 教科書・学用品などの教育費の支援  **高校生等奨学給付金制度**

生活保護世帯、年収約270万円未満(住民税所得割非課税)の世帯が対象
学校種：高等学校等就学支援金の対象校
(特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります)

申込みは、**お住まいの都道府県または学校へ**
毎年7月頃に手続きが必要です。
詳しくは学校またはお住まいの都道府県にお問合せください。
新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。
(都道府県毎に実施状況異なります。)

都道府県のお問合せ先
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

注意事項

1、2いずれの支援も、受給資格の判定にあたって、住民税の情報による所得確認が必要になります。

- 速やかな判定のため、事前に確定申告や年末調整の手続きをお願いします。
- 確定申告や年末調整が不要の方も、所得確認のため、市町村に所得がなかった旨の申告が必要な場合があります。

いくらもらえる？  両方利用できます！

保護者等の年収目安と支給額(令和7年度)

保護者等の年収目安	約270万円未満	約270～590万円	約590～910万円	約910万円以上
1 高等学校等就学支援金	国公立 約12万円 私立 約40万円	約12万円	約12万円	
2 高校生等奨学給付金	約3～15万円			

このほかに都道府県において独自の支援がある場合があります。 文部科学省

「学びたい」を
あきらめないで



家計急変した高校生への支援

離職、倒産等による減収などで家計が急変した世帯の方は、
国やお住まいの都道府県の支援が受けられます。

1 授業料の支援  **高等学校等就学支援金 家計急変支援制度** ※令和5年4月から実施

家計急変事由※が発生し、世帯年収が約590万円未満
相当まで減少した世帯が対象
※負傷・疾病で就労困難、自己の責めに帰することのできない理由での離職等

学校種：高等学校、特別支援学校(高等部)、
高等専門学校(1～3年生)、専修学校(高等課程)など

家計急変支援制度サイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html

問合せ・申込みは、**学校へ**
年度途中でも申込が可能です。家計急変支援リーフレットもご参照ください。

2 教科書・学用品などの教育費の支援  **高校生等奨学給付金制度**

年収約270万円未満相当※になった世帯が対象※住民税所得割非課税

学校種：高等学校等就学支援金の対象校
(特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります)

問合せ・申込みは、**お住まいの都道府県または学校へ**
年度途中でも申込が可能です。

都道府県のお問合せ先
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

3 授業料軽減  **都道府県独自の授業料支援**

お住まいの都道府県が定める要件に該当する方が対象
※都道府県によって実施状況異なります。

学校種：高等学校のほか、各都道府県が定める学校種が対象

問合せ・申込みは、**お住まいの都道府県または学校へ**

都道府県のお問合せ先(公立)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01240.html

都道府県のお問合せ先(私立)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01241.html

文部科学省

4. 義務付け・枠付けの見直し等

【文部科学省】

（10）地方税法（昭 25 法 226）

高等学校等就学支援金の支給に関する事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22法18）4条）等については、都道府県が保護者等の収入状況を速やかに取得できるようにし、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・高等学校等就学支援金等を受給しようとする生徒、保護者等向けのリーフレットにおいて、**事前に個人住民税の申告が必要である旨を追記し、令和6年度中に周知する。**[再掲]
 - ・個人住民税の申告（317条の2）について、地方税ポータルシステム（eLTAX）及びマイナポータルにより行うことができる仕組みを令和7年中に構築する。[再掲]
- （関係府省庁：デジタル庁及び総務省）

（26）高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）

高校生等奨学給付金については、申請先が高等学校等就学支援金と異なり、保護者等の住所地の都道府県であることによって生じる**都道府県、高等学校等の事務負担を軽減するため、申請者に分かりやすい周知方法を検討し、令和6年度中に結論を得る。**

その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、**高校生等奨学給付金の申請先を高等学校等就学支援金に合わせる**ことにより、申請者にとって分かりやすい制度にすることについては、都道府県へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、**令和7年度中に結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

父母の離婚後の 子の養育に関するルールが 改正されました

～親権・養育費・親子交流などに関する民法等改正の解説～

【目次】

□法改正の概要	p 2
□親の責務に関するルールの明確化	p 2
□親権に関するルールの見直し	p 3
□養育費の支払確保に向けた見直し	p 6
□安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し	p 8
□財産分与に関するルールの見直し	p 10
□養子縁組に関するルールの見直し	p 11
□その他の改正	p 11

③その他の周知事項

令和6年能登半島地震により被災した児童生徒等への修学支援について

被災者に寄り添った柔軟な対応のお願い

被災によって経済的支援を必要とする児童生徒等に対しては、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、申請期間を延長するなど被災者に配慮した弾力的な対応を行うようお願いいたします。

また年度の中で家計急変した世帯には、各修学支援制度の家計急変制度の活用を検討いただくとともに、進路指導に際して、高校・大学等の進学先で利用できる経済的支援についても周知を行うようお願いいたします。

地震の影響で納税申告がなされていない場合の留意事項等

令和6年能登半島地震の発生に伴い、国税庁により納税申告等の期限の延長がなされたことに伴い、生徒等の保護者等の令和6年度の地方税の課税情報が取得できず、支援制度に係る認定の判定等に影響が出ることが想定されるため、以下のような取扱いをおこなうなどの配慮が考えられる。

【高等学校等就学支援金制度】

- ① 家計急変支援制度が活用できることの周知
 - ② 必要書類の提出期限の延長や就学支援金を遡及して支給すること、及びその周知
 - ③ 各学校における配慮事項の周知や、就学支援金が支給されるまでの間の授業料徴収の猶予等（参考）令和6年7月2日付け事務連絡
- ※学び直し支援金や専攻科の生徒への修学支援（いずれも国立含む）も上記に倣って対応いただくことが考えられる。



【高校生等奨学給付金制度】

- ① 家計急変支援制度の活用に関する周知
 - ② 受給申請書の提出期限の延長
…課税情報を取得可能となった日から合理的な期間内に申請書が提出された場合、奨学給付金を満額支払うことも可能
- ※専攻科の生徒への奨学のための給付金においても、上記に倣って対応いただくことが考えられる。

いずれの制度でも、被災県以外の都道府県にも配慮が必要な生徒等がいる可能性があることに留意いただきたい。

詳細は「令和6年能登半島地震の影響により納税申告がなされていない場合の高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等の支給事務における留意事項等について」（令和6年7月2日付け事務連絡）を参照。

経緯

本年6月に「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定された。当該決定においては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、具体的な取組として、教育等の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することとされた。

令和5年6月15日付け 通知のポイント

○就学援助制度における家計急変対応

- 従来より、転入学又は被災、家計急変など、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮することを通知において留意事項として示しているところ、犯罪被害等により家計が急変した場合においても、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮すること。
- 就学援助制度の存在を知らないために支援を受けられないということがないよう、犯罪被害等により家計が急変した者も含め、年度の中途において認定を必要とする者に対して、遺漏なく周知すること。

○高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度における家計急変対応

- 犯罪被害等により家計が急変した場合にも、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金の対象となりうる。

○高等教育の修学支援新制度における家計急変対応

- 犯罪被害等により家計が急変した場合にも、高等教育の修学支援新制度の対象となりうる。

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」について

概要

いわゆる「宗教二世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応することができるよう、厚生労働省において、児童虐待に当たる事例や児童相談所等が対応するにあたっての留意点等を整理したQ & A（以下、「本Q & A」という。）を作成。（令和4年12月27日）

それを踏まえ、文部科学省において、各学校において本Q & Aに基づく適切な対応が行われるよう、都道府県教育委員会等に対して通知を発出。（令和4年12月28日）

本Q&A（抜粋）

問4-2 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込み（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）により家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や、児童の小学・中学・高校・大学への登校や進学等の教育機会の提供に支障が生じているような場合については、児童虐待に当たるか。

（答）

宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みの結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、児童に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しない行為はネグレクトに該当する。

同様の行為により、義務教育である小学校・中学校への就学、登校、進学を困難とさせることもネグレクトに該当する。

高等学校への就学・進学に関しても、児童本人が就学・進学を希望しており、合理的な理由なく信仰する宗教等の教義を理由として就学・進学を認めない行為は、児童の自立を損ねその心情を傷つける行為としてネグレクト又は心理的虐待に該当する。

通知より

（高校生等への修学支援について）

本Q & A問4-2（答）では、宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより家庭生活に大きな支障が生じ、教育機会の提供に支障が生じているような場合について、左記下線のとおりとされている。高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給に係る所得判定の際には、親権者が、「生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者」である場合には、その者は保護者には含まれないことを踏まえ、関係機関と連携して適切に対応すること。

3. 高校生等への修学支援について

修学支援の充実に向けた取組

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年改正）の趣旨に基づき、教育に係る保護者の経済的負担の軽減をめざした取組を行う。

- ① 第1子、第2子の支給金額を同額にすることによる
高校生等奨学給付金の支給時期の早期化
- ② 教育費負担軽減に係る周知の充実
- ③ 学校必需品の負担の軽減方策の周知

⇒ 個人給付の拡充 × 支援を速やかに・確実に届ける × 価格の引き下げ
により、保護者負担の軽減を実現

①. 高等学校等就学支援金等について

高等学校等就学支援金等

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

4,074億円
4,090億円

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,048 億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 26 億円



文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

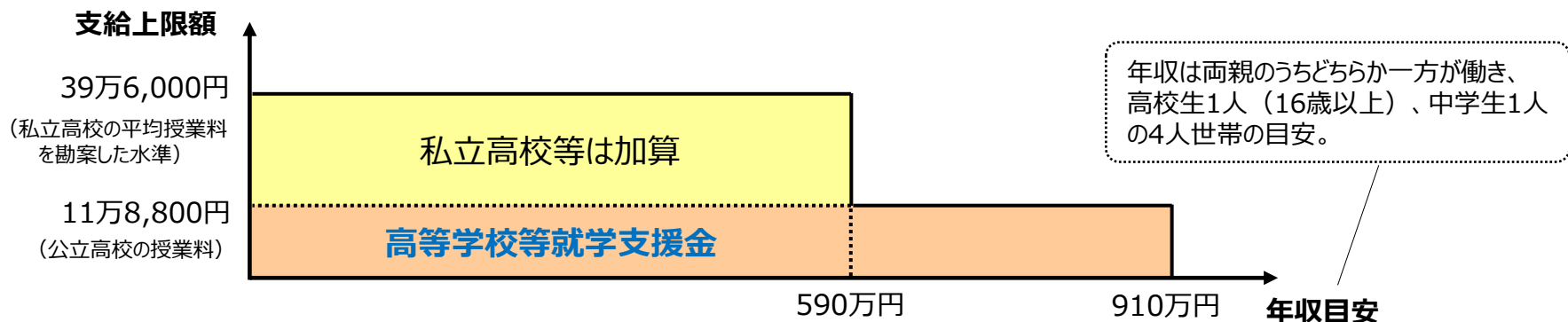


目的・目標

- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合

国 10/10

主な改正予定箇所は、以下のとおり。

第Ⅰ部

第一章 高等学校等就学支援金制度の概要

- ・ 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）が令和7年6月1日に施行され、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の第21条中「懲役」が「拘禁刑」に改められることに伴う修正（p7、p12）。

第三章 就学支援金に関する事務

- ・ 支給決定、支給再開の決定と通知を行う主体は都道府県であることを明記（p13、p19）。
- ・ 税の更正に関する記載を、省令様式に合わせて適正化（p14、Q8-4）。

第Ⅱ部

1単位当たりの授業料を設定している場合の特例

- ・ 単位制高校における新型コロナウイルス対応に関する説明を削除。

※詳細は旧版の事務処理要領で確認可能。

第Ⅲ部 Q & A（個別具体の事務処理について）

- ・ 不法滞在者に係る対応について、記載を修正（Q2-4）。
- ・ 個人番号カードと健康保険証の一体化が行われたこと等を踏まえ、有効期限内の健康保険証の写しや、資格確認書に関する扱いを追記（Q5-1、③主たる生計維持者）。
- ・ 生徒が成人の場合における保護者等の判断にかかるフローチャートを更新（Q5-5）。
- ・ 生徒が里親に養育されている場合・小規模住居型児童養育事業において養育を受けている場合の保護者等の判断にかかるフローチャートを追加（Q5-7）。
- ・ 年度途中で申請があった場合の、支給開始月に関する考え方を補足（Q6-4）。

第Ⅲ部 Q & A（個別具体の事務処理について）

- ・生徒や保護者からの相談により、経費負担困難者が発生した場合は、年度途中に相談があった場合も含め、保護者等の取扱いの変更を検討し、例えば親権者1名分の情報で再度判定を行うなど、保護者等の状況に応じて適切に対応することを明記（すでに経費負担困難者の個人番号が提出されている場合も、当該保護者の所得を含めず判定を行って差し支えない）（Q6-9）。
- ・上記のような場合、経費負担困難者分の課税証明書等の提出は不要と明記（Q6-10）。
- ・Q6-9の場合の手続きについても、保護者等変更手続きの対象となることを明記（Q9-2）。
- ・時効の考え方について、より詳細な記載に更新（Q14-3）。
- ・処分の取消により生徒等に不利益が生じる場合、処分の取消を行うべきかどうかは個別のケースに応じて都道府県で判断することを記載（Q14-4）。

第Ⅴ部 家計急変支援編

各家計急変事由の考え方や整理に関する記述などを充実する方向で検討中。

具体的な改訂内容については追ってお知らせいたします。

【論点】

- 総務省が行う行政相談において、市民の方より、16歳早生まれの双子について、申請者本人ではなく双子のもう一方についても同様に扶養控除相当額を差し引くべきではないかという意見があった。これを踏まえて、12月の中旬に総務省の行政改善推進会議において制度見直しについて議論があった。

【現行制度】

- 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を行う際に、生徒等の保護者等の収入の状況を参照しており、具体的には、税情報をもとに算定を行う。
- 税情報を使った算定の仮定において、生徒等が早生まれ（1月～3月生まれ）の場合、4月～12月に生まれた生徒等は高校2年時に反映される扶養控除（※）が税情報に反映されていないため、不公平感が生じるという課題があった。 ※ 前年度の12月31日時点で16歳以上19歳未満の場合に33万円控除
- これについて、令和4年度に制度を改正し、申請する生徒等が16歳の早生まれである場合に、申請する生徒について、就学支援金の認定の際に扶養控除に相当する33万円を差し引く特例を創設した。

【今後の方向性】

- 双子や年子のきょうだい分について、就学支援金の認定の際に特例を設けることについて法制面・実務面の検討を行う。
- 特例を拡大する場合、就学支援金の認定を行っている都道府県等が新たに双子や年子のきょうだいの情報を取得する必要があることが想定されるため、実務において対応が可能であるか、都道府県等に対してアンケートを行う見込みであり、ご協力をお願いしたい。

高校生等に対する各都道府県独自の修学支援について



元文科初第1713号
令和2年3月31日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学長
各公立高等学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人海技教育機構理事長

文部科学省初等中等教育局長

丸山 洋司



(印影印刷)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）

このたび、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第89号。以下「令」という。）」が令和2年3月30日に、また、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第11号。以下「規則」という。）」が同月31日に公布されました。

改正の概要については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の関係学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の関係学校及び学校法人等に対して、各国立大学長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長及び独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その管下の関係学校に対して本政令等の改正の内容について周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

また、下記3.（1）については、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）における令和2年7月以降の事務の円滑な実施のため、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては協力の上、「高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」（令和元年6月18日付文部科学省高等教育局学生・留学生課事務連絡）の際と同様、各都道府県の市区町村担当課に対して、都道府県内市区町村に対する周知を依頼いただくようお願いいたします。この際、指定都市に対する周知についても遺漏のないよう願います。

3. その他

（6）高等学校等の生徒等に係る教育費負担の一層の軽減について

各都道府県においては、地域の実状に応じて、高等学校等の生徒等への経済的支援の充実に引き続き努められたいこと。また、生徒等や保護者に対する各種支援施策の十分な周知を行うとともに、生徒等や家庭の事情を十分把握した上で、各学校等においてきめ細かに対応していただきたいこと。

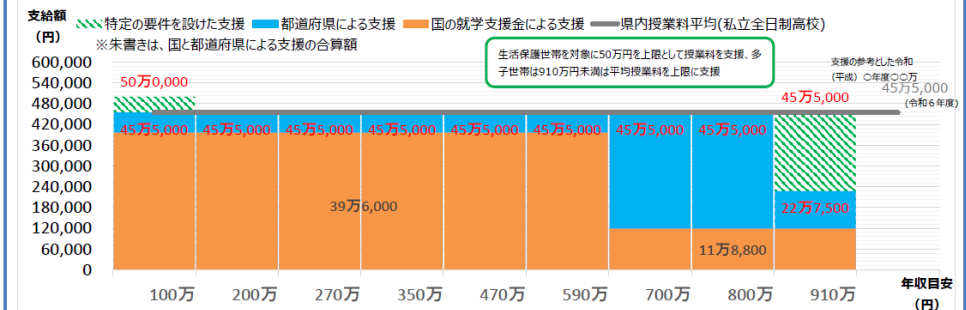
このことに関し、平成26年度の制度改正以後実施してきている都道府県別私立高校生への授業料支援制度に係る調査について、今後も各都道府県における支援の状況を把握するために引き続き調査を行い、その結果を公表することを予定していること。



授業料支援

在住要件

保護者等及び生徒が県内在住で、県内所在の高校に通う生徒が対象



上記支援以外の支援 在住要件：授業料支援と同様

- 施設整備費 年収350万円未満世帯の生徒を対象に5万円を減免、県の授業料支援の対象経費に含めて支援
- 入学料補助 -
- 修業年限超過者等への支援 -
- その他の支援 生活保護世帯の生徒を対象に通学費1万円を支給

文部科学省＞教育＞小学校、中学校、高等学校＞高校生等への修学支援＞関係法令・通知・報告書の「都道府県別私立高校生への修学支援事業に関する調査について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1320158.htm

高等学校等就学支援金におけるオンライン利用率の引上げに向けた対応（1/2）

背景

「経済財政運営と改革の基本方針2020（R2.7.17閣議決定）」及び「規制改革実施計画（R2.7.17閣議決定）」において、「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」に取り組む方針が示され、規制改革推進会議デジタル・ガバメントWGにおいて、オンライン利用率引き上げ対象手続として、高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等が選定された。

基本計画（概要）

規制改革推進会議デジタル・ガバメントWGにおいて示された「オンライン利用率の大胆な引き上げに関する今後の進め方」を踏まえ、文部科学省において、高等学校等就学支援金に関する「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定・公表（R2.12.4）。

<目標値>

- ・受給資格認定申請 **70%**
- ・収入状況届出 **100%※**

※ マイナンバーを提出したことにより省略した届出手続の件数を含む。

<実績値>

- ・受給資格認定申請 **63.2%**（R6.3時点）
- ・収入状況届出 **98.5%※**（R6.3時点）

※ マイナンバーを提出したことにより省略した届出手続の件数を含む。

これまでの取組と進捗

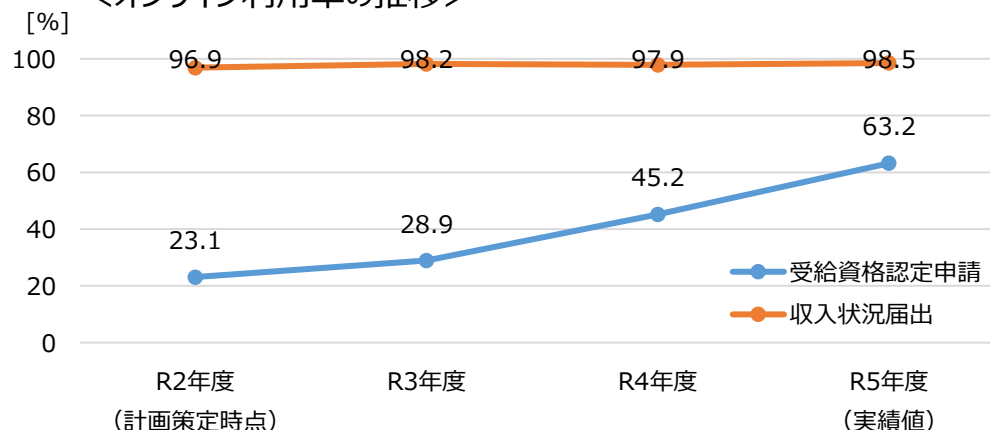
オンライン申請を行う場合でもマイナンバーカードの写し等の書類提出が別途必要であった等の課題を踏まえ、e-Shienのアプリケーション改修を実施（R4.4）。R4年度・R5年度はともにオンライン利用率が大きく上昇したが、引き続き改善に取り組む必要がある。

<主な改修内容>

- マイナポータルと連携し、申請者が保護者等の税情報を取得して申請画面に自動転記する機能を追加
- マイナンバーのオンライン入力機能を整備
- 申請者に審査完了等のお知らせを行うメール送信機能を追加

マイナンバーカードの写し等の書面が原則不要に。

<オンライン利用率の推移>



高等学校等就学支援金におけるオンライン利用率の引上げに向けた対応（2/2）

課題と対応状況・予定

オンライン申請やマイナポータル利用の推進に係る現在の課題について、今後e-Shienの機能追加等により対応する予定。

都道府県・学校における取組事例

効果

課題

オンライン申請

- オンライン申請用リーフレットや操作マニュアル等を申請者に配布し、オンライン申請を原則とするよう、申請者に案内した
- 原則オンライン申請を行うように、保護者向け通知を作成し、紙申請を行いたい場合は、学校へ個別に問い合わせ申請書を受け取るようにした

- 申請書や個人番号カードの写し等の**書面の管理**や、**個人番号の入力作業が不要**になり、生徒・保護者や学校担当者の**事務負担や郵送費等が削減**された



マイナポータル利用

- マイナポータルを利用した提出方法を推奨する旨を、保護者向けのチラシに記載して案内した
- 自己情報を提出した者には、それ以外の者の審査が完了するのを待たずに、速やかに認定手続きを行った

- 都道府県における**情報照会業務やそれに伴うエラー対応が不要**になり、認定事務が迅速化された
- 今後利用者が増えれば、情報照会業務にかかる作業時間の縮減が見込まれる

- 操作に関する申請者からの問合せが多く、学校担当者や支給権者の業務負担となっている
- 支給決定通知等の内容が申請者の画面に表示されないため、通知は書面で行う必要がある

- マイナポータルとの連携エラーに関する内容など、担当者で回答できない問合せに対応する必要がある

<対応状況・予定>

- 令和5年度7月に**生徒・保護者向け問合せ自動応答システム（チャットボット等）**を導入した。自動応答で解決されない場合は**ヘルプデスクに繋ぎ、メールによる対応を行う**仕組みとしている。随時、正答率向上のための改善を行っている。
- 今後、**各種通知のオンライン化**を図る（実現方式については、検討中）。また、学校担当者や支給権者において申請者の通知の確認状況を把握可能とする。



都道府県・学校へのお願い

- e-Shienを利用している場合
→ **オンライン申請の導入・推進に向けた積極的な検討をお願いしたい。**
- e-Shienを利用していない場合
→ 独自システムにおけるオンライン申請の導入・推進や、**e-Shienの利用に向けた検討を行っていただきたい。**

高等学校等就学支援金におけるマイナンバーの取り扱いについて

背景

- 先般のマイナンバー情報総点検における再発防止対策として、デジタル庁において「マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（第2.0版（令和6年5月22日））（以下「ガイドライン」という。）が策定された。
- 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する事務についてもガイドラインの対象となることから、これを踏まえてマイナンバーを適切に取り扱う必要がある。
- ⇒就学支援金の支給に関する事務に係るガイドラインに沿ったマイナンバーの取扱いについては、令和6年3月1日及び令和6年5月29日に事務連絡を発出しているので、詳細はそちらを御確認いただきたい。ここでは、特に留意いただきたいポイントと住基ネット照会によりマイナンバーの誤りを減らす事例を紹介する。

特に留意いただきたいポイント

「マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン（第2.0版）」デジタル庁 令和6年5月22日（抄） 4-2 紐付け誤り事案の報告

紐付け誤りを確認した場合、紐付け実施機関は制度所管省庁に速やかに連絡し、制度所管省庁はデジタル庁に情報共有する。

なお、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第26条若しくは第68条又はマイナンバー法第29条の4で定める報告対象となる事案が生じた場合には、各紐付け実施機関から個人情報保護委員会に報告を行う。

また、確認した紐付け誤り事案については、各紐付け実施機関において、公表の要否を判断する。

各都道府県におかれては、マイナンバーを適切に取り扱っていただくため、マイナンバーの誤入力等を防止する措置として、特に住基ネット照会による確認や複数人での確認を行うなどの適切な体制整備を、引き続き検討・実施いただきたい。

なお、紐付け誤りが確認された場合には、当該ガイドラインに則って対応するとともに、必ず高校修学支援室まで速やかに御連絡いただきますようお願いいたします。

【授業料徴収に関する正確な情報提供】

○入学時に授業料徴収がないものと思っていたが、実際には徴収があり困ったという相談事例が従前よりあることを踏まえ、進学を希望する者やその保護者が、就学支援金の取扱い、授業料徴収の有無、徴収時期や納付額、納付が困難な場合などの徴収猶予などについて正確な情報を確実に入手・認識できるよう、口頭での説明だけに限らず生徒募集要項や学校ホームページ等で適切な案内を行っていただくよう、学校設置者に促していただきたい。

【就学支援金支給の早期化等に向けた取組】

○就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合で、対象生徒の支給額を推定して、就学支援金相当額を差し引いて請求する場合は、課税証明書等により推定を行う例があると承知しているが、e-Shienによるオンライン申請で自己情報取得APIを活用して税情報等を提出している場合、都道府県において審査完了となる前でも、学校においても審査結果を推定することが可能である。また、課税証明書に限らず、マイナポータルの「わたしの情報」において、課税所得額（課税標準額）と市町村民税の調整控除額を確認することで推定するといったことも可能である。

○e-Shienによるオンライン申請で自己情報取得APIを活用して税情報等を提出している場合、原則として都道府県における所得確認作業が不要となり、就学支援金の支給の早期化にもつながることから、e-Shienの導入やオンライン申請の利用の更なる推進をお願いしたい。

○前述のような推定が困難な場合においても、都道府県からの就学支援金の支給前に、授業料全額分を徴収しなくては学校運営が困難となる学校がある場合、都道府県において、当該学校への就学支援金支給に関する事務を優先的に実施することや、前年度の実績に応じた概算払いを実施し、当該学校に対する就学支援金の支給時期を早めることなどによって、学校において授業料と相殺した上での徴収が可能となるよう配慮をいただきたい。

○授業料全額を負担することが困難な生徒・保護者に対しては、プライバシーにも配慮しつつ、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の徴収を猶予するなどの負担軽減措置をとるとともに生徒・保護者等への周知に取り組んでいただくよう、学校設置者に促していただきたい。

(例)

- ・授業料徴収の案内等に、就学支援金支給後の徴収を希望する場合には、学校に連絡するよう記載する。
- ・本来1年分徴収する授業料の納付が困難な場合、就学支援金相当額の推定ができるまでの期間について猶予を行う、あるいは、当該期間分のみの分納を可能とする。

1. 過年度処理の状況

・実績報告書の実績額に誤りがあり、過年度返還等が多数生じている。

・学校や都道府県担当者の制度に対する理解不足や事務処理上の誤りを要因とするものも多く、当省会計課より適切な再発防止策を講じるよう厳しく指摘されている。

2. 過年度手続の位置付けについて

・過年度支出は、**会計年度独立の原則の例外**であり、法律に根拠がある場合又は国が債務を負っている場合にのみ認められる。

・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第3項には、やむを得ない理由により申請ができなかった場合のみ、遡及して申請可能とされている。

3. 変更交付申請の締切後に発生した 所要額の変更について

過年度手続は例外的な措置であるため、年度内に処理を行う。

※3月に発生した転退学等も可能な限り年度内に対応

○執行の流れ

【原則】

①文部科学省に対し、変更交付決定に間に合うかを確認。

→対応可能な場合：変更交付申請書の再提出。

→対応不可の場合：②について文部科学省で検討

②再度、変更交付決定を行うことが可能か。

→対応可能な場合：変更交付申請書を再度提出の上、個別に変更交付決定を行う。

→対応不可の場合：③について文部科学省で検討

【例外】

③文部科学省に対し、実績報告書に基づく額の確定で対応可能かを確認。

→上記全ての対応ができなかった場合においてのみ、例外的に過年度手続を行う。

4. 過年度返還等の主な発生事例

<事例1>

○発生理由

申請書等に記載されている過去の在学期間や履修単位数の誤り、退学時期の把握漏れを理由とするもの

○考えられる再発防止策について

転学の際、転出した学校に対し十分に確認をすれば生じないものであり、申請書等に記載されている過去の在学期間や履修単位数等の誤りがないことを十分に確認する。

<事例2>

○発生理由

事務処理の誤りや制度の理解不足を理由とするものや、担当者一人のみでの確認等、確認体制が十分に構築できていないために生じるもの

○考えられる再発防止策について

制度の理解不足による誤りや事務処理の誤りが生じないよう、適時の状況の把握や適切に処理されているかを確認する。ただし、その際は複数人で確認することが望ましい。

<事例3>

○発生理由

保護者等変更の報告漏れにより、支給額の算定誤りを理由とするもの

○考えられる再発防止策について

保護者等に変更があった際、すぐに学校へ報告するよう保護者へ周知を徹底し、年度を越えて発覚することがないようにする。

5. 止むを得ず過年度処理が発生した場合の報告について

3. の年度内での対応も不可能であり、例外的に過年度処理に係る報告を行う場合、過年度処理の対象となるか否かの判断が必要となるため、訂正対象の生徒一人一人の訂正額・訂正理由を必ず記載するとともに、訂正内容に応じた再発防止策を具体的に記載すること。

なお、学校で生じた事務処理誤り等が原因であっても、都道府県にて事実確認を行い、誤処理の生じた理由・経緯を把握し、要因を十分に分析した上で、都道府県及び学校において真に効果的な再発防止策を取っていただきたい。

行政不服申し立て（審査請求）に係る対応について

様式 7

文 書 番 号
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人 〇〇学園
理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、〇〇県知事より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴校からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当
電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室
電話 03 (5253) 4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県を被告として(訴訟において〇〇都道府県を代表する者は、公立学校については〇〇都道府県教育委員会、私立学校については〇〇都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

(ポイント)

審査請求を検討している者（主に生徒等の保護者）は処分に係る事実関係を正確に把握した上で、審査請求を行うかどうかを判断することとなる。

→生徒・保護者等が審査請求の手続きに進む前に、処分庁（就学支援金の支給権者）は受給権者等に対して、その処分の内容や理由について、正確に伝達していただく必要がある。

(参考)

審査請求は以下のような場合に行うことができる。

(1) 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（許認可の取消し等）に関し不服がある場合
→処分についての審査請求をすることができる。

※行政の手続きの瑕疵がある場合（計算間違い等）にしか基本的には認容されず、制度そのものに対する不服は認容されない。

(2) 法令に基づく申請から相当の期間を経過しても、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対し何らの処分をもしないこと）がある場合
→不作為についての審査請求をすることができる。

在留特別許可に係る対応について

事務連絡
令和5年9月5日

各都道府県
国立大学法人
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人海技教育機構
高等学校等就学支援金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
修学支援・教材課

高等学校等就学支援金にかかる受給資格について（周知）

高等学校等就学支援金の受給資格は、高等学校等に在学する生徒または学生で日本国内に住所を有する者であることとなっております（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第1項）、生徒等が外国籍の場合は、当該住所地は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に基づく在留カード、住民票、仮滞在許可書で確認をしています。

今般、法務大臣が、本年6月に成立した入管法改正法が施行される時点までに日本で生まれ、小学校、中学校又は高校で教育を受けており、引き続き日本で生活をしていくことを真に希望している子どもとその家族について、個別の審査の結果、特段の問題がなければ在留特別許可を与えるという方針を示しました。

当該在留特別許可を与えられた場合には、在留カードが交付され、住民票の取得が可能となり、高等学校等就学支援金の受給資格である日本国内に住所を有する者であるかを確認できることとなります。これに伴い、これまで高等学校等就学支援金の対象外であった生徒等も、高等学校等就学支援金の申請を行うことができるようになることから、各都道府県高等学校等就学支援金担当課におかれては、所管の高等学校等（法第2条に定める「高等学校等」という。以下同じ。）域内の市町村が設置する高等学校等、私立の高等学校等及び構造改革特別区域法第12条第1項に定める学校設置会社が設置する高等学校等に対して、国立大学法人におかれては、その附属の高等学校等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人海技教育機構におかれては、その設置する海上技術学校に対して周知いただき、該当の生徒等及び保護者にも、その旨を丁寧に周知していただきますようお願いいたします。またその際には、別添のリーフレット等もご活用ください。

添付資料

- （別紙1）高校等で学びたい外国籍のみなさんへ
- （別紙2）高校等で学びたい外国籍のみなさんへ（やさしい日本語版）
- （別紙3）高校等で学びたい外国籍のみなさんへ（英語版）

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局
修学支援・教材課
電話 03-5253-4111（内 3578）

（ポイント）

法務大臣の方針を踏まえ、在留特別許可が与えられた場合、これまで高等学校等就学支援金の対象外であった生徒等についても、高等学校等就学支援金の申請を行うことができるようになる。

該当の生徒等及び保護者に、その旨を丁寧に周知していただきたい。

その際には、下記リーフレットも活用されたい。

＜高等学校等就学支援金 周知用リーフレット＞

日本語版

やさしい日本語版

英語版

高校等で学びたい外国籍のみなさんへ
～高等学校等就学支援金制度について～

条件を満たせば
授業料負担が実質0円になります

【対象者】
高校等に在学する、日本国内に住所を有する方
ただし、外国人学校については、本制度の対象となる学校には一定の条件があります。対象となる学校は下のURLでご確認ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/3307245.htm
また、次のいずれかに該当する方は対象となります。

- ・保護者等の年収が約910万円以上の方
- ・高校等を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月を超えた方

公立高校
授業料実質0円
又は 一部負担
※保護者の収入等によって、異なります

※学校が生徒に代わって就学支援金（公立高校：年に11万8,800円、私立高校：年に11万8,800円～39万6,000円）を受け取り授業料に充てますので、生徒や保護者が金銭を受け取ることはありません。

入学時に学校から案内があります
学校に必要書類を提出してください

文部科学省 出入国在留管理庁 高校生活への修学支援 検索
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

高校で勉強したい外国人のみなさんへ
～高等学校等就学支援金制度のことも教えます～

条件にあえば、あなたがお金を出さず、授業料が0円になります

【この制度を使うことができる人】
次の2つのどちらにも当てはまる人です。
・高校に通っている ・日本に住んでいる
外国人学校へ外国人の子どものための学校へ通っている人でも、使うことができます。どの学校で使うことができるのかは、次のウェブサイトを見てください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/3307245.htm

次のうち1つでも当てはまる人は、この制度を使うことができます。

- ・親が1年間に稼ぐお金が910万円より多い人
- ・高校を卒業した人
- ・高校に36か月より長い間通っている人

公立高校
あなたが払う授業料は0円

※授業料は、国が学校に払います（公立高校：年に11万8,800円、私立高校：年に11万8,800円から39万6,000円まで）。生徒や親はお金をもらいません。

入学したとき、必要な書類を学校があなたに渡します。
書類を置いて、学校に出してください。

文部科学省 出入国在留管理庁 高校生活への修学支援 検索
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

For foreign nationals who want to study at high schools
- High School Tuition Support Fund -

If you meet the requirements,
your tuition fees are effectively free

Eligibility
Foreign nationals who are enrolled at high schools or equivalent schools and have an address in Japan.
However, schools for foreign nationals must meet the prescribed conditions to be covered under this system. Check your school's eligibility at the URL below.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/3307245.htm

People who fall under any of the following categories are ineligible.

- Students whose legal guardian(s) have an annual income of approximately ¥9.1 million or more
- People who have already graduated from high schools or an equivalent schools
- Students who have been enrolled at high schools or an equivalent schools for 36 months or longer

[Public high schools]
You effectively pay no tuition.

*The schools receive the tuition support money (public high schools: ¥118,000 per year; private high schools: ¥118,800-¥396,000 per year) from the government on behalf of the students and appropriate it to tuition fees. Students and their legal guardians do not receive the money directly.

You will receive the necessary application documents from the schools upon admission. Please fill out the application and return it to the schools.

文部科学省 出入国在留管理庁 Study Support for High School Students 検索
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

②. 高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金) について

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和7年度予算額（案） 147億円
（前年度予算額 147億円）



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

◆ 令和7年度予算案：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

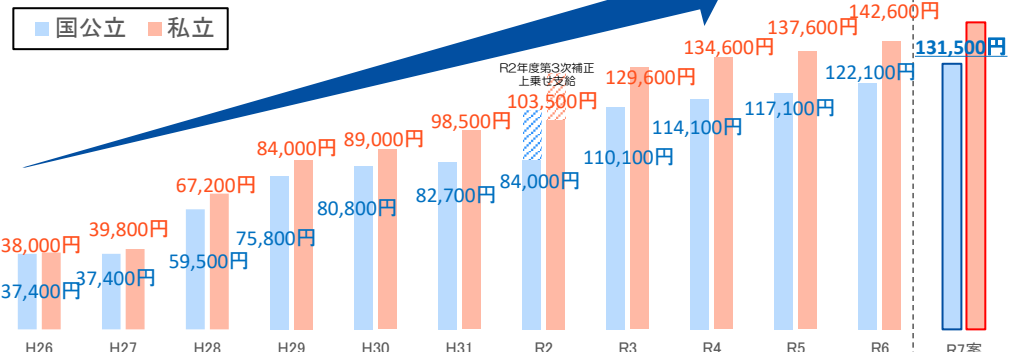
→私立の全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

【令和7年度予算案 給付額】

世帯区分		給付額（年額）	
		国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制		32,300円	52,600円
非課税世帯	全日制等（第1子）	122,100円 →131,500円 (+9,400円)	142,600円 →152,000円 (+9,400円)
	全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
	通信制	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合

国 1/3
都道府県 2/3

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）についてお願い

①制度周知について

- 文部科学省では、制度周知リーフレットの作成やホームページへの掲載、X（旧Twitter）等のSNSを活用した周知等を行っています。
- 各都道府県におきましても、引き続き、リーフレット等を活用した制度の周知をお願いします。

②奨学給付金の学校の代理受領について

- 平成29年度決算検査報告における、会計検査院から指摘を踏まえ、国会でも議決されています。引き続き、保護者等の負担軽減に配慮しつつ、各学校に対しても代理受領の実施を促す等、御協力をお願いします。

③過年度処理について

- 昨年度の過年度処理において、主に以下のような事案が見られました。
 - ・高校生等へ生業扶助が措置されている生活保護受給世帯に対し、誤って非課税世帯単価を給付したもの
 - ・扶養状況の確認誤りにより第1子単価の給付が適当である世帯に対し、第2子単価を給付したもの
- 各都道府県におきましては、適切な事務処理を徹底し、十分注意いただくようお願いします。

④早期給付及び家計急変世帯への支援について

- 保護者等の教育費負担を早急に軽減するため、新入生に対する前倒し給付の実施や家計急変世帯への支援について、引き続き御協力をお願いします。
- 私立において、非課税世帯全日制等の第1子単価と第2子単価の同額化を実現したことに伴い、より迅速な給付への御協力をお願いします。

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

4億円
3億円）



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



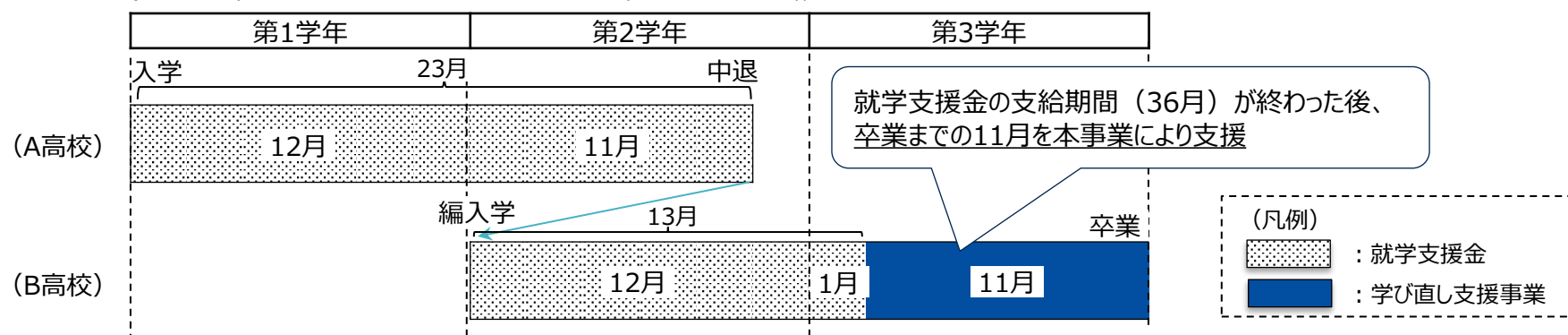
目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に118,800円を支給。
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等は297,000円を上限として支給。
- ◆ 令和5年度から家計が急変した世帯への支援を実施。

<イメージ（例）：A高校を1年と11月中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等・一般課程）等
※高等学校等就学支援金と同じ

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

補助対象経費

都道府県が行う学び直し支援事業に要する経費
※国立高校等は国が事業を実施

補助割合

国 10/10

53

令和6年5月27日に施行されたマイナンバー法等の改正により、高校生等奨学給付金等の支給事務について、新たに独自利用条例を定めずに個人番号の利用及び情報連携が可能となりました。

● マイナンバーの利用等が可能となった事務

新たに準法定事務として規定された、

- ① 高等学校等学び直し支援金の支給（国立）
- ② 高等学校等学び直し支援金の支給
- ③ 高校生等奨学給付金の支給
- ④ 高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給
- ⑤ 高等学校等専攻科修学支援金の支給（国立）
- ⑥ 高等学校等専攻科修学支援金の支給

が対象となる。

（都道府県に関係する事務は、②～④と⑥）

● できるようになること

- ・マイナンバーの利用
- ・マイナンバーによる情報連携により生活保護実施関係情報や道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得すること

なお、マイナンバーの利用等にあたっては、各団体のマイナンバー所管部署と連携して対応いただきたい。

なお、本件の詳細については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う高校生等奨学給付金等の支給事務に係る個人番号の利用及び情報連携について」（令和6年8月30日付け6文科初第1121号）により通知したため、都道府県事務担当者においては、通知を御確認いただきたい。

● 留意事項

- ・マイナンバーを利用した情報連携については、令和7年6月に予定されているデータ標準レイアウトの改版により、令和7年7月以降の支給事務の運用から適用できる。
- ・ただし、令和5年度以前分の支給事務には、令和7年7月以降も引き続きマイナンバーの利用等ができない。

● 独自利用条例の扱いについて

- ・準法定事務に関する規定と重複する独自利用条例については、デジタル庁等から以下の通り周知されている。

第20 留意事項

第4、第5及び第17の施行に伴い、それらの規定と重複する独自利用条例については、施行と同時期である必要までではないものの、然るべき時期に当該条例中の重複する規定を削除する等の対応が必要であること。

なお、独自利用事務の方が準法定事務より連携できる情報が多い等、独自利用事務として情報連携を継続すべき事情がある場合は、引き続き独自利用事務として情報連携を行うことは差し支えない。ただし、同一の事務において独自利用事務及び準法定事務の両方を根拠として情報照会を行うことがないよう留意すること。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）」（令和6年5月24日付けデ社第276号・総行住第77号・総行マ第63号）

番号利用法令

住民基本台帳法令

（法律）

（省令）

（法律）

（省令）

番号利用法第9条第1項

個人番号を利用できる範囲
（法律に基づく事務・準法定事務）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（準法定事務省令）

準法定事務処理者・準法定事務
（高校生等奨学給付金の支給に係る事務等の準法定事務）

番号利用法別表

個人番号を利用できる者・事務
（就学支援金の支給）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令

個人番号を利用できる事務の詳細
（就学支援金の認定・収入状況届出に係る事務）

番号利用法第19条第8号

特定個人情報の提供をできる場合
（特定個人番号利用事務・準法定事務等）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条第8号省令）

特定個人情報の提供を受けられる事務の詳細
（就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給に係る事務等の準法定事務の内容、情報照会者、情報提供者、利用特定個人情報）

住基法第30条の9

地方公共団体情報システム機構からの国の機関等への本人確認情報の提供

住基法別表第一

提供を受ける者・事務（就学支援金の支給）

住基法第30条の11

地方公共団体情報システム機構からの都道府県の執行機関への本人確認情報の提供

住基法別表第三

提供を受ける者・事務（就学支援金の支給）

住基法第30条の15

都道府県知事の都道府県保存本人確認情報の利用

住基法別表第五

利用できる事務（就学支援金の支給）

住基法別表第六

提供を受ける者・事務（就学支援金の支給）

住基法第30条の15の2

地方公共団体情報システム機構からの準法定事務処理者への本人確認情報の提供等

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令

提供・利用できる事務の詳細
（就学支援金の認定・収入状況届出に係る事務）

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令

準法定事務処理者・準法定事務
（高校生等奨学給付金の支給に係る事務等の準法定事務）

③. 私立小中学校等における家計急変世帯 への支援について

背景説明

私立高等学校等は、多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の初等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。

目的・目標

私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図ることにより、私立高等学校等の健全な発展に資するとともに、私立高等学校等における多様な人材育成や特色ある教育を充実する。

事業内容

○私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図るとともに、自主性に基づく特色ある質の高い教育を充実するため、国が都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

私立高等学校等経常費助成費補助

●一般補助 844億円（843億円）

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の経常的経費について助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- 物価・光熱費・人件費高騰等への対応、私立学校における教育の高度化等に必要な幼児児童生徒1人当たり単価の増額
- 幼稚園教諭等の継続的な賃上げに対する支援を引き続き実施するとともに、幼児教育の質の向上のための処遇改善を新たに創設

●特別補助 137億円（138億円）

教育改革推進特別経費 <56億円>

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ①教育の質の向上を図る学校支援経費（次世代を担う人材育成の促進、外国人入学生の受入れのための環境整備【新規】、教育相談体制の整備、安全確保の推進、ICT教育環境の整備、教員業務支援員の配置等）<18億円>
- ②子育て支援推進経費（預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進）<38億円>

幼稚園等特別支援教育経費 <77億円>

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

授業料減免事業等支援特別経費 <3億円>

私立の小中学校等が、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

過疎高等学校特別経費 <1.5億円>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

私立高等学校等経常費補助

●特定教育方法支援事業 33億円（32億円）

特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

※子ども・子育て支援制度移行分を含む。
※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）は前年度予算額

おわりに

ご視聴いただきありがとうございました。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等教育の修学支援新制度について

返還不要の給付型奨学金
授業料・入学金の減額・免除

令和7年2月

高等教育局 学生支援課

学びを、お金で、 あきらめない。



だい がく せん もん がっ こう まな こう こう かね
大学や専門学校などの学びは、高校までよりもお金がかかります。

ねん かん さい だい やく ねん かん さい だい やく 160 まん えん の 「かえ しょう がく きん 返さなくていい奨学金」 とう し えん う 等の支援が受けられます！

せ たい ねん しゅう しん がく さき きん がく くわ
世帯年収や進学先に応じた金額など詳しいことは

ジャッソ しゅう がく し えん けん さく
「JASSO」や「修学支援」で検索をQ

じ ぶん し えん たいしゅう し ちゅう こう せい
自分が支援の対象になることを知らない中高生がたくさんいます

み ちか かた かく さん ご きょうりよく ねが
身近な方やSNSでの拡散に御協力をお願いします。

「返さなくていい奨学金」サイト

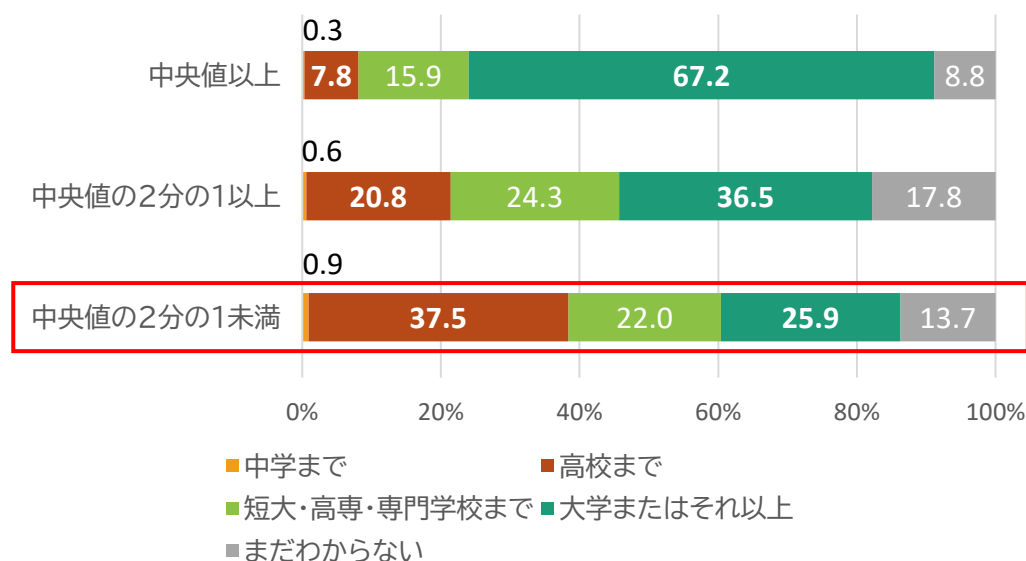


低所得者世帯ほど……

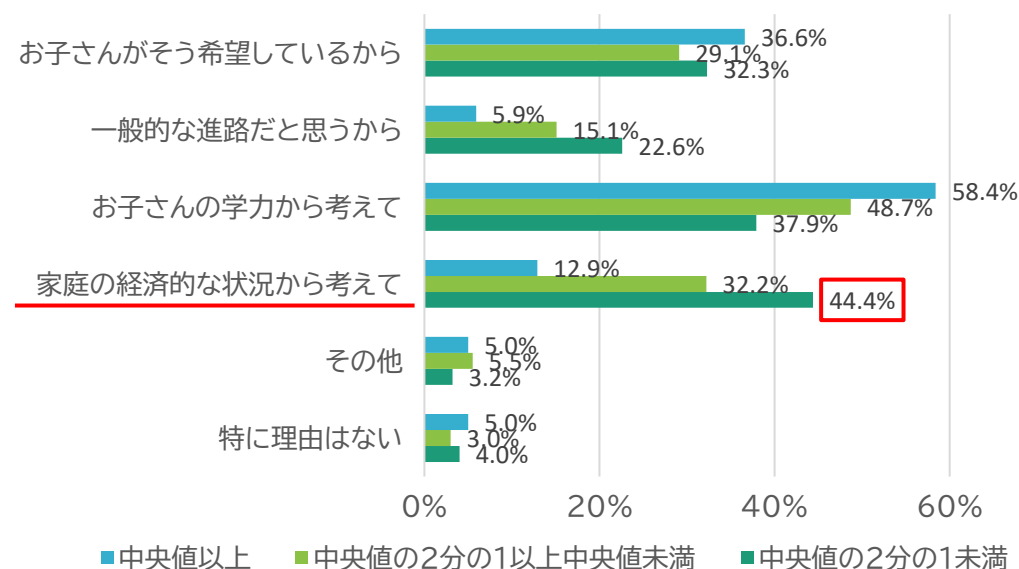
- 中学校段階で進路希望を「高校まで」とする保護者・生徒の割合が多くなります。
- その理由に「家庭の経済的な状況から考えて」をあげる割合が比較的高い傾向があります。

保護者の回答分布

等価世帯収入の水準別、子供の進学段階に関する希望・展望



等価世帯収入の水準別、進学段階に関する希望、展望について「高校まで」と考える理由



中学校、高校段階で、お金を理由に進路を諦めてしまわないよう、これらの時期から、制度の存在を知ってもらうことが重要！

世帯収入が低い層ほど

子供（中学2年生）本人においても

経済的理由により大学進学を希望しない割合が高い傾向

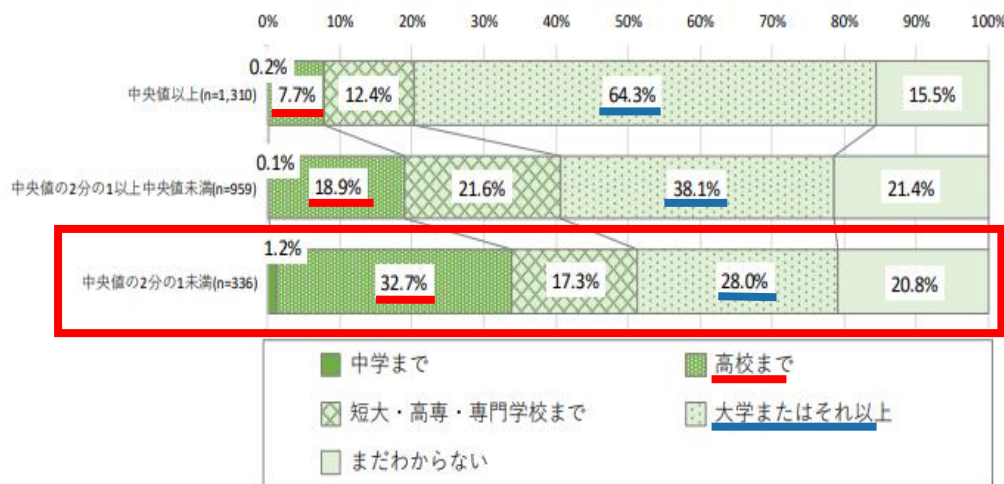


図 2-2-2-2 等価世帯収入の水準別、進学したいと思う教育段階

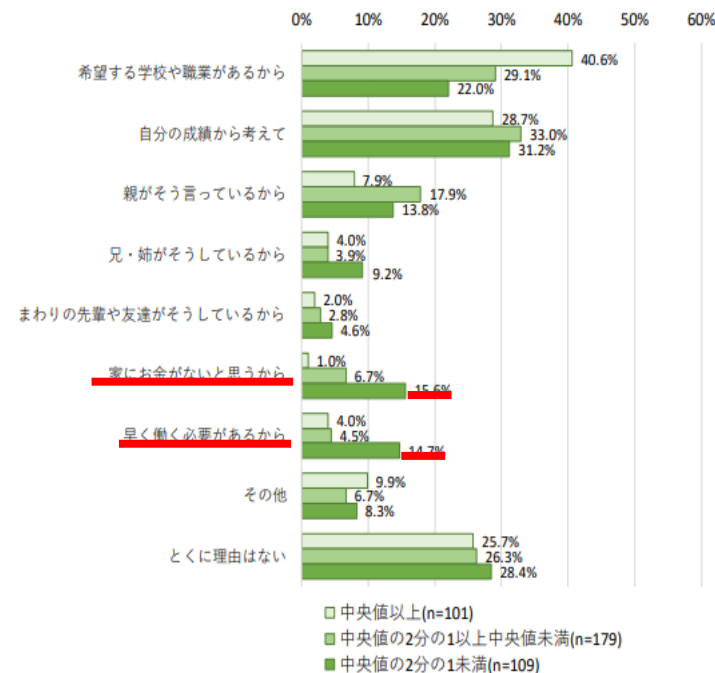


図 2-2-2-9 等価世帯収入の水準別、進学希望の教育段階について「高校まで」と考える理由

世帯収入が低い層の子供の中でも

進学希望を「大学またはそれ以上」と答えた者は

その理由として

「希望する学校や職業があるから」

と答えた割合が、世帯収入が高い層の子供と比べ高い

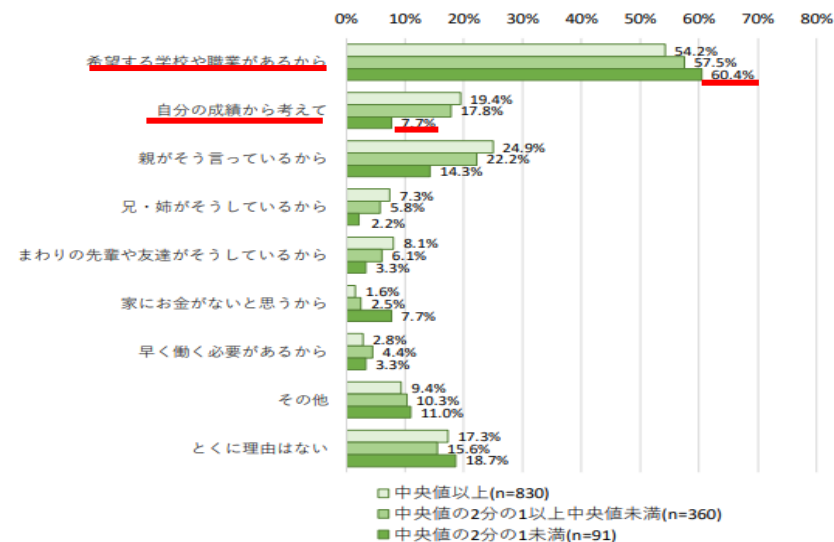
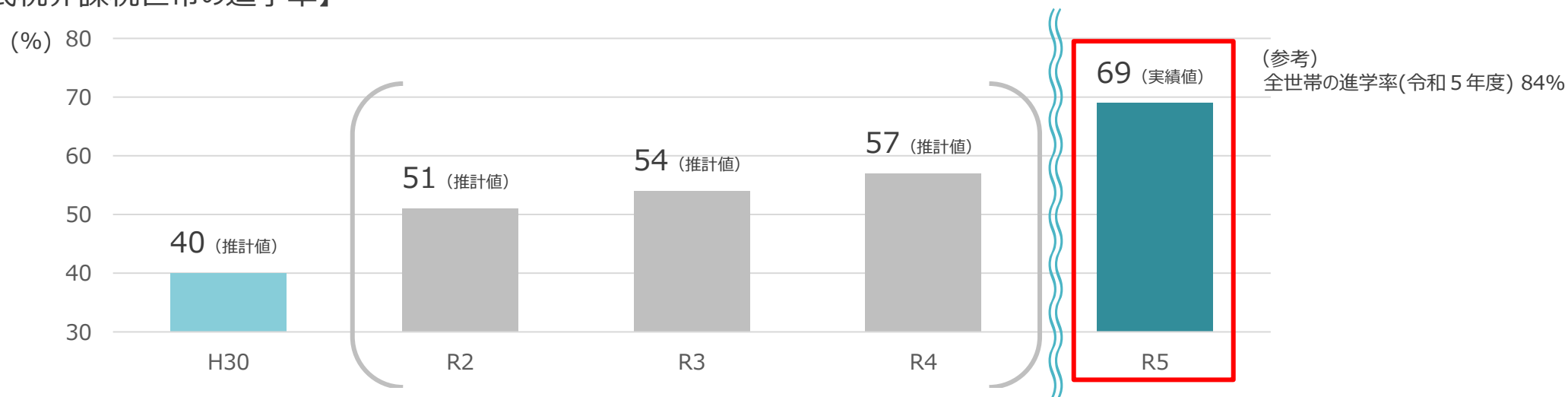


図 2-2-2-11 等価世帯収入の水準別、進学希望の教育段階について「大学またはそれ以上」と考える理由

「高等教育の修学支援新制度」開始後の住民税非課税世帯の進学率

○住民税非課税世帯の進学率は、制度開始前に40%と推計されたところ、令和5年度には69%となっている。

【住民税非課税世帯の進学率】



(注) 進学率の算出方法の違い

- ・H30は、(住民税非課税世帯のJASSO奨学金利用者(実績) + JASSO奨学金を利用せずに進学している者(推計)) / (高校生等奨学給付金(※)を受給者している高3生 + 児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者(18歳)) (推計)
- ・R2～R4は、住民税非課税世帯のJASSO奨学金利用者 / (高校生等奨学給付金を受給者している高3生 + 児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者(18歳)) (推計)
- ・R5は、R4高校生等奨学給付金受給者のうち大学等に進学した者 / R4高校生等奨学給付金受給者(実績)
令和4年度に「高校生等奨学給付金」を受給していた高校3年生の卒業後の進路について、全国の国公立高等学校等の割合を踏まえ、10分の1程度の高校を無作為に抽出して調査を実施(500校について実施。(令和5年9月))

(※) 住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯に授業料以外の教育費を支援するもの

【住民税非課税世帯の進学・就職動向内訳(令和5年度)〔%〕】

大学(学部)	短期大学	大学・短期大学の通信教育部及び放送大学	専修学校専門課程(専門学校)	高等専門学校(4, 5年生)	高等学校(専攻科)	就職者等	その他
41.6 国公立: 24.5 私立: 17.2	4.2	0.4	21.7	0.6	0.3	22.6	8.4

69.0%

「高等教育の修学支援新制度」の初等中等教育段階における周知について

- 中学校段階における生徒や保護者に関する調査によると、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子供が将来どの段階まで進学するか希望・展望に関して「大学またはそれ以上」と回答した割合が低いという傾向。
(内閣府「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」より)
- その背景として、経済的な理由を挙げる者が多く、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校への進学前の段階で、生徒及び保護者に対して、返済不要の給付型奨学金をはじめとする支援策（高等教育の修学支援新制度）が十分に認知されていない可能性。
- 生徒等一人一人が、各種支援制度を十分に認識した上で、経済的な理由により進学を断念せず、希望する進路選択ができるよう、以下を各都道府県教育委員会等へ依頼。

依頼内容

1. 支援を必要とする者に対する丁寧な情報提供

- ・初等中等教育段階から、高等学校段階及び高等教育段階における修学支援制度について積極的に周知すること。
- ・その際、非課税世帯など経済的な支援を必要とする者、特に、就学援助制度や高校生等奨学給付金制度の受給対象者などに対して、生徒等の心情や生徒等及び保護者のプライバシーにも配慮しながら丁寧な周知を行うこと。
- ・本制度は入学時期のみではなく、家計急変が生じた場合等も支援を開始することが可能であり、年度の途中でも申請できることについて丁寧にご案内いただきたいこと。

2. 教職員への十分な周知

- ・修学支援制度は、児童生徒等の進路選択にも関わる事項であることから、高校段階及び高等教育段階のみならず、義務教育段階の管理職や進路指導主事、キャリア教育担当者等に対しても、高校・高等教育段階の修学支援制度を十分に周知すること。
- ・経済的な支援を必要とする児童生徒等やその保護者と関わる機会の多いスクールソーシャルワーカー等に対しても、各種支援制度を十分に周知し、必要に応じて、生徒等や保護者に助言を行うことができるような体制を構築すること。

高等教育費の負担軽減(学生等への経済的支援)

教育の機会均等及び少子化対策の観点から、**公費による全国的な制度**として、**高等教育の修学支援新制度**及び**貸与型奨学金**により、学生等の経済的負担を軽減。

高等教育の修学支援新制度(令和2年度)

授業料・入学金減免

返還不要

世帯年収等・支援額

授業料等
減免額

R7予算案 : 約4,578億円
(国・地方の所要額合計 : 約5,071億円)

対象人数 : 約84万人
(多子世帯 + 低所得者世帯支援の合計)

対象校 : 国等による要件確認を受けた大学(学部)、
短大、高専(4・5年)、専門学校

年間最大
授業料70万円
入学金28万円
※支援額は学校種・
設置者等により異なる

※上記の額は、
授業料については私立大学(学部)等、
入学金については国立大学(学部)の
場合の例

2/3支援

1/3支援

1/3又は1/4支援
私立理工農系

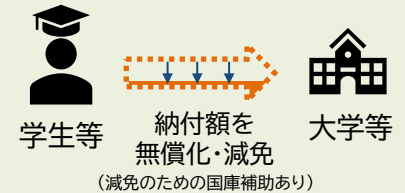
**R7から多子世帯(子供3人以上扶養
世帯)は所得制限なく最大額を減免**

R7予算案所要額 : 約2,600億円
R7予算案対象人数 : 約41万人

約270万円 約300万円 約380万円 約600万円

世帯
年収

負担軽減のイメージ



<学業要件>

- ・進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- ・大学等への進学後は学修状況に係る要件あり

給付型奨学金

返還不要

支援額

年間最大
約91万円
※支援額は学校種・設置
者と自宅/自宅外等により異なる

※上記の額は
私立大学(学部)
等、自宅外通学の場合の例

2/3支援

1/3支援

1/4支援
多子世帯

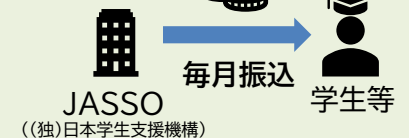
R7予算案 : 約1,954億円
対象人数 : 約49万人

約270万円 約300万円 約380万円 約600万円

世帯
年収

対象校 : 授業料等減免に同じ

学生等が学生生活を
送るのに必要な学生生活費



<学業要件>

授業料等減免に同じ

貸与型奨学金(昭和18年)

基準を満たす希望者全員に貸与

対象校種 : 大学(学部)、短大、高専、専門学校、大学院
※大学院は本人年収に基づいて判定

支援額

年間最大
144万円

年間最大
76.8万円
※支援額は学校種・設置
者等、自宅/自宅外等により異なる

※上記の額は
私立大学(学部)、
自宅外通学の場合の例

無利子奨学金

R7事業規模: 約2,805億円 (うち政府貸付金約962億円)
対象人数 : 約48万人

有利子奨学金

R7事業規模: 約5,854億円
(うち財政融資資金約5,140億円)
対象人数 : 約65万人

約800万円

約1,250万円

世帯
年収

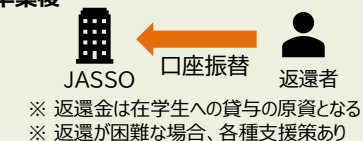
①在学中



<学業要件>

- ・採用時 : 学業成績要件あり
- ・採用後 : 留年等の場合停止

②卒業後



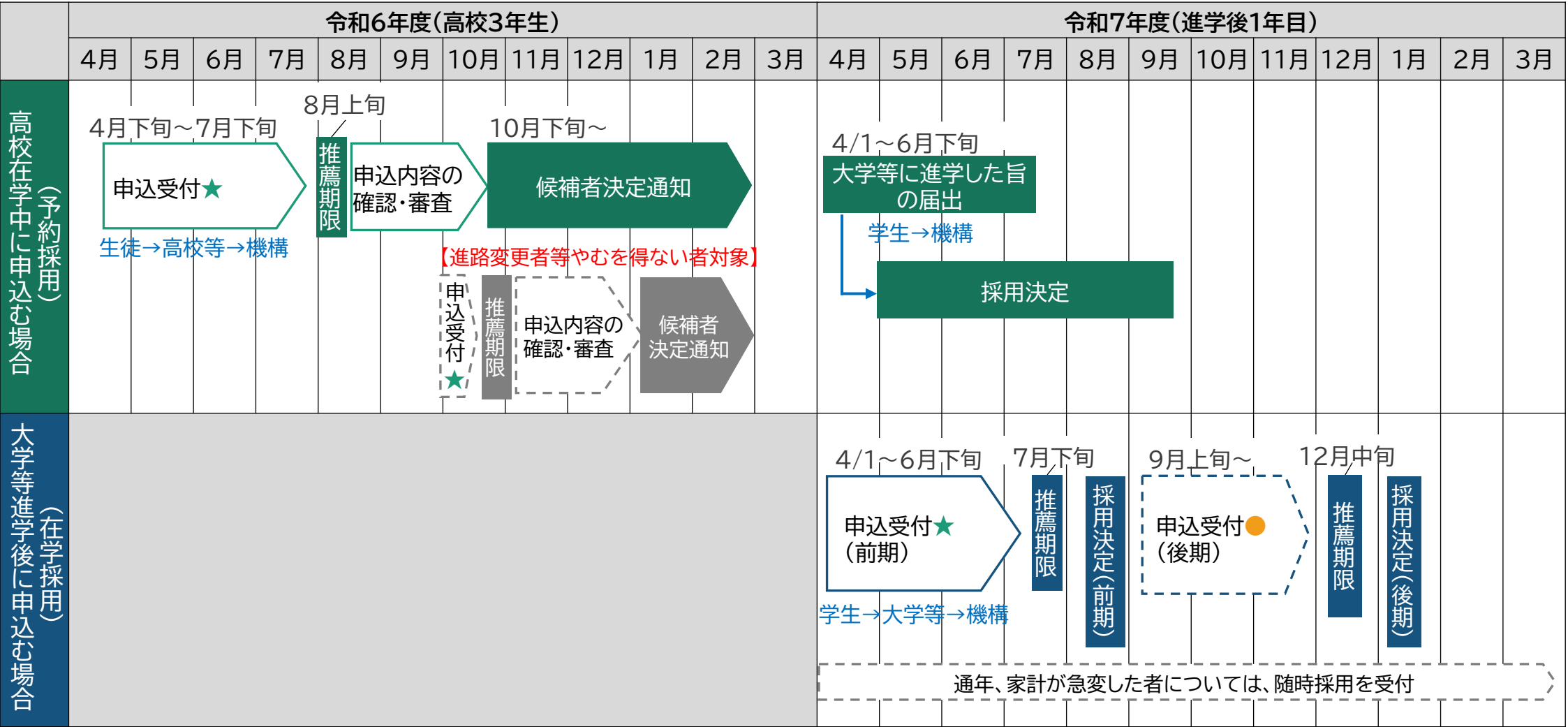
※世帯年収は夫婦・子2人世帯の場合の目安

※各支援は組み合わせて受けることが可能(高等教育の修学支援新制度を利用する場合、無利子奨学金については貸与上限額が調整される。)

※その他、大学院生については、修士段階の「授業料後払い制度」、国費や大学独自の予算による各大学の授業料免除制度に係る支援、若手研究者に係る経済的支援制度により支援。

高等教育の修学支援新制度(大学・専門学校等における給付型奨学金と授業料等減免の制度)は高校3年生と大学等進学後のいずれのタイミングでも申し込み可能です。

「★」のタイミングで申し込んだ場合、令和7年4月分から支援を受けることができます。
「●」のタイミングで申し込んだ場合、令和7年10月分から支援を受けることができます。



高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

給付型奨学金 1,954億円 授業料等減免4,578億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(493億円)は含まない。
国・地方の所要額 7,025億円

【支援対象となる学校種】

大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校

【支援内容】①給付型奨学金の支給 ②授業料等の減免

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

(参考)「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)抜粋

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1.ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(4)高等教育費の負担軽減

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに2024年度から多子世帯(※1)や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償(※2)とする措置等を講ずる**こととし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

※1 扶養される子供が3人以上の世帯(扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象)。

※2 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約54万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円(大学以外も校種・設置者ごとに設定)とする。

給付型奨学金

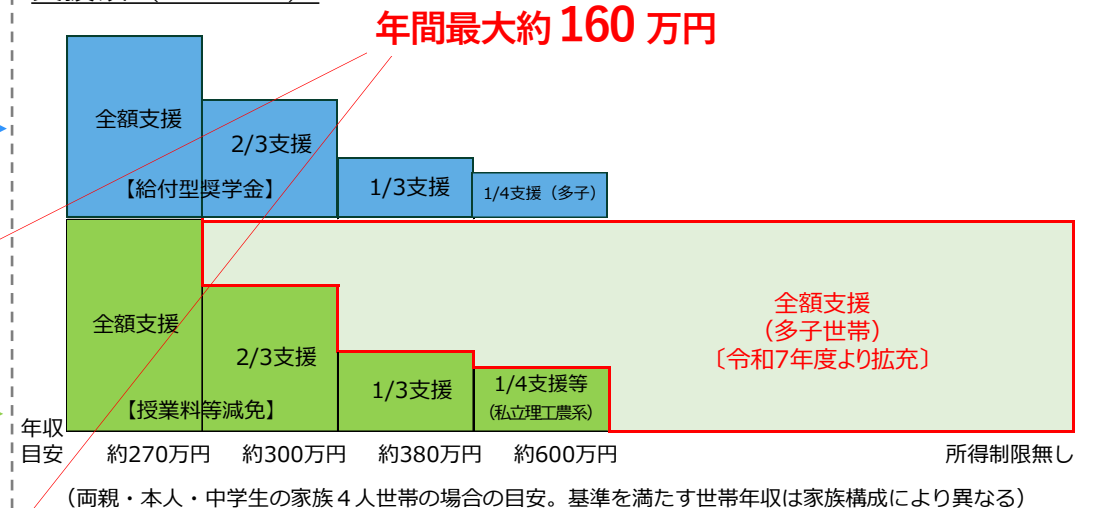
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、 自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円



支援額(イメージ)



授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！

開始時期 令和**7**年度～(入学生・在学生)

※令和6年度以前から在学している方も対象となります。

支援対象 子ども**3**人以上の世帯

減額支援 授業料**70**万・入学金**26**万
(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援)

※令和7年度からの多子世帯への支援は、**授業料等の減額支援のみ**です。現金支給ではなく、各学校の**授業料等**が減額されます。

チェック✓

◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、**第1子から支援対象**となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は



申込手続 令和7年度**入学後**各学校で

所得制限 所得制限**なし**

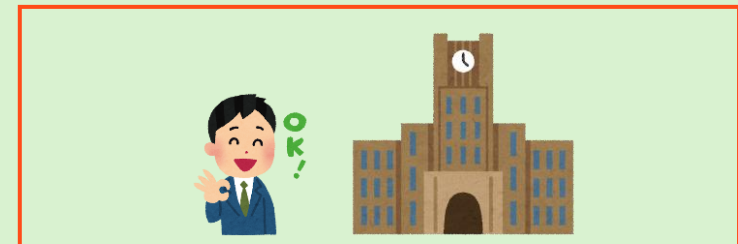
学業要件 **学修意欲**があれば採用

進学後に満たすべき要件は



チェック✓

◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



- 一定の**要件を満たした学校**(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が**対象**となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は



多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ【概要】

支援対象 = **扶養する子供** が3人以上 かつ **大学等に通っている** 場合

	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	 支援対象	 支援対象  支援対象	 支援対象	 支援対象外
高校生 以下	 			

※  は扶養する子供

第1子が扶養から外れた場合、
第2・第3子は支援対象外に

※現行制度における世帯年収に応じた
支援は受けられる可能性があります。

参考資料

かね しんぱい だいがく せんもんがっこう まな
お金の心配なく**大学**や**専門学校**などで学びたいみなさんへ

高等教育の修学支援新制度

くに しえんせいど つか だいがく せんもんがっこう かよ
国の支援制度を使って**大学**や**専門学校**などに通うなら
(高等教育の修学支援新制度)

じゅぎょうりょう にゅうがくきん むいよう ばあい すく ばあい
① **授業料**や**入学金**が**無料**になる場合や、**少**なくなる場合があります。

しょうらいかえ せいかつひ つか かね もら
② **将来返さなくてよい**、**生活費**などに**使**える**お金**を**貰**えます。

修学支援
新制度



べんきょう
勉強



せいかつ
生活

りょうほう しえん
両方が**支援**されることに。

i

くわ じょうほう がっこう せんせい たず
詳しい情報は**学校の先生**にお尋ねください。

文部科学省
特設HP



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。1)



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容 授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間 高校3年の4月以降
(学校ごとに異なります。進学後に大学等で申し込むこともできます)

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。(注)高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打ち切りもあります。)

くわしい情報はこちら

文部科学省特設HP



(制度全体の概要を確認できます。)

高等教育の修学支援
LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



(自身が対象となるかなど
を
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話: 0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
※土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
※給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は, 在学中の
学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

修学支援
新制度



新制度の周知にあたっての高等・中学校等の皆様方へのお願い

高等教育の修学支援新制度

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① | 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。**大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたい**と考えています。

ポイント② | 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている**高校1・2年生や中学生など**(注)にも、**本制度を知っていただきたい**と思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

(注)高等専門学校(1～3年次)の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ | 進学前の予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

予約採用(在学前の採用)の申込受付は、4月から7月末までです。進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

ポイント④ | 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、**文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意**しています。是非ともご覧いただければと思います。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
「まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)」

文部科学省 特設ホームページ
「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。)



(独) 日本学生支援機構 貸与型奨学金 第一種 (無利子) 奨学金

対象となる学校は？

大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)

対象となる人は？

進学前に第一種奨学金を申し込む場合。

学力基準	家計基準(4人世帯の場合)
申込時までの高等学校等での成績が 評定平均値(5段階評価)で平均3.5以上 なお、3.5未満でも、以下の人は学修意欲が 学校で確認できた場合は対象 ・住民税(市区町村民税)非課税世帯・生活保護 受給世帯の生徒または社会的養護を必要と する人(児童養護施設の入所者等) ※大学、短期大学、専修学校(専門課程)に進学する場合の 基準です。	申込時の家計(年収の目安)が ・給与所得世帯 803万円以下 ・給与所得以外の世帯 552万円以下(所得) ※上記はあくまで標準的なモデルに基づく目安です。 詳細は「進学資金シミュレーター」をご利用ください。

毎月いくら借りられるの？

学校の種類や通学形態、入学年度によって金額は異なります。

区分 月額の 種類	大 学				短期大学・専修学校(専門課程)			
	国・公立		私立		国・公立		私立	
	自 宅	自宅外	自 宅	自宅外	自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※大学院、高等専門学校の場合、選べる貸与月額が異なります。

月額選択の際の注意点



上限の最高月額を借りられない人もいます

家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択いただけます。第一種奨学金は、国民の皆さまからの税金などの公的資金と元奨学生からの返還金が財源となっています。限られた財源の中でより多くの方に利用いただけるよう、このような制限が設けられています。

月額が制限される人もいます

給付奨学金制度の対象者が、第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の月額が制限されます(希望する月額が貸与されない場合があります)。ただし、その分、給付奨学金に併せて授業料等減免を利用することができます。

奨学金を返す方法は？

例：私立大学(自宅外)、貸与月額50,000円、貸与月数48ヵ月

貸与型奨学金

どちらか選べます！

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

例 年収:300万円 → 月額:約 8,600円
年収:450万円 → 月額:約 15,400円

特 徴

所得があまり高くない時でも、
無理のない月額で返還できるので、
将来のリスクに備えられます。

定額返還方式

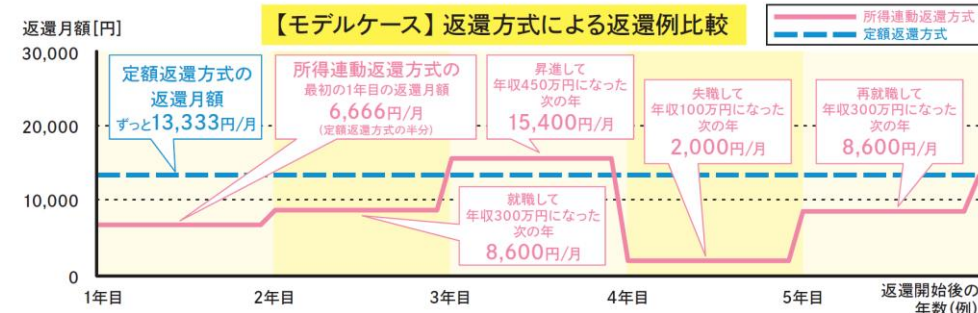
返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

例 5万円を4年間(240万円)借りた場合
→ 月額:約 13,333円(15年間)

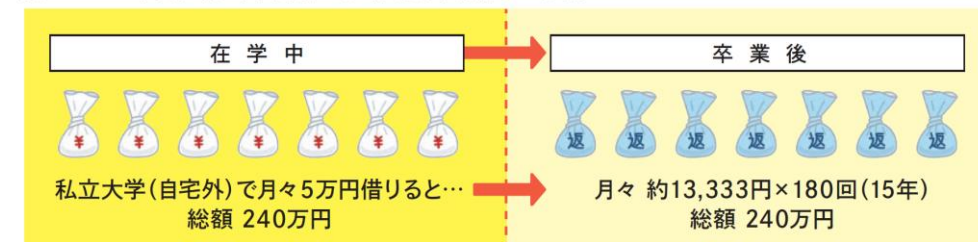
特 徴

最後まで同じ月額で返還するので、
返還の計画がたてやすくなります。



定額返還方式の返還の月額と期間は、借りた金額で決まります

例：2023年度大学(学部)入学者、貸与月数48ヵ月



(独) 日本学生支援機構 貸与型奨学金 第二種 (有利子) 奨学金

対象となる学校と借りられる金額は？

対象校：大学院、大学(学部)、短期大学、高等専門学校(4,5年生、専修学校(専門課程))
貸与月額：2万円～12万円(1万円単位)で選択(大学院の場合、選べる貸与月額が異なります)

以下の場合、増額することも可能です。

- ・私立大学の医・歯学の課程…12万円に4万円を増額
- ・私立大学の薬・獣医学の課程…12万円に2万円を増額

自分で
決められます

対象となる人は？

進学前に第二種奨学金を申し込む場合。

学力基準

- 以下のいずれかに該当
- ・高等学校等での申込時までの成績が学校の平均水準以上
 - ・特定分野で特に優れた資質能力がある
 - ・大学などで学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある

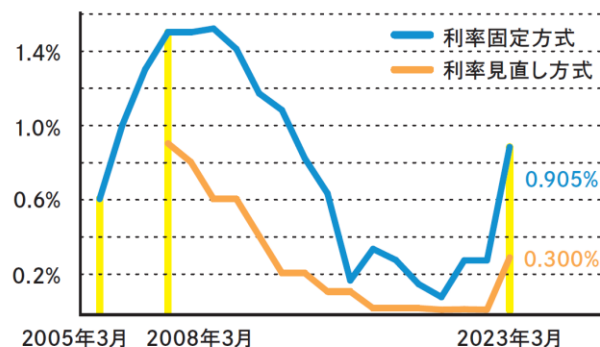
家計基準(4人世帯の場合)

- 申込時の家計(年収の目安)
- ・給与所得世帯 1,250万円以下(収入)
 - ・給与所得以外の世帯 892万円以下(所得)
- ※上記はあくまで標準的なモデルに基づく目安です。
詳細は「進学資金シミュレーター」をご利用ください。

※大学、短期大学、専修学校(専門課程)に進学する場合の基準です。

利率はどれくらいなの？

極めて低く設定されています。2023年3月は、0.905%(利率固定方式)、0.300%(利率見直し方式)でした。



※ 利率見直し方式は2007年度に導入しました。

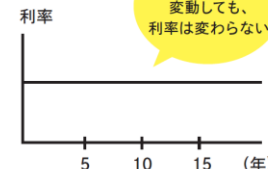
どちらの利率の算定方式を選んでも、利率の上限は年3%と法令で決まっています。

利率はずっと変わらないの？

奨学金を申し込む時に、以下のどちらかを選択しますので、それにより、利率は異なります。利率が決まるのは、貸与が終了するときです。その前に、変更することも可能です。

利率固定方式

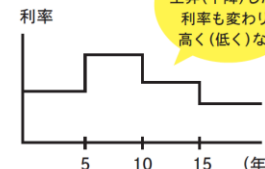
貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。



将来、市場金利が変動しても、利率は変わらない

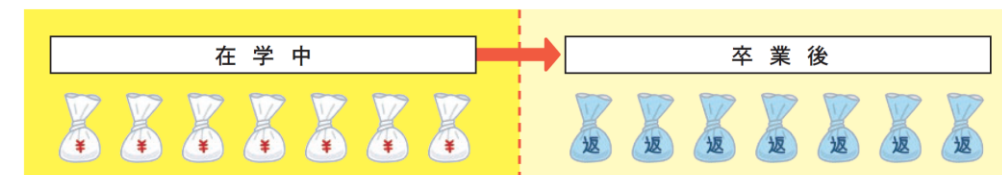
利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。



将来、市場金利が上昇(下降)したら利率も変わり、高く(低く)なる

返還の月額と期間は、借りた金額と利率で決まります



借りた奨学金は
月々3万円×48ヵ月
総額1,440,000円

利率と返還金額は貸与終了時に決まるため、目安として2023年3月貸与終了者の利率で試算しています。また、利率見直しは返還開始当初の利率が変わらないものとして試算しています。

利率固定(年0.905%の場合)
月々9,827円×156回(13年)
総額1,533,233円

利率見直し(年0.300%の場合)
月々9,426円×156回(13年)
総額1,470,479円



いくら借りたら、いくら返すの？

奨学金の貸与額と返還額を試算することができるwebサイトがあります。

返還シミュレーション 検索



学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!

スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。



スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。
- ・進学説明会や「総合的な学習の時間」だけではなく、そのほか、PTAや教育委員会主催の進学説明会、セミナーなどにも是非ご活用ください。
- ・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

- | | |
|--|----------|
| ①全体説明 (50～90分程度) | |
| ・大学等への進学のための資金計画の説明
・奨学金事業の概略の説明 など | |
| ②個別相談 (30～90分程度) | 希望がある場合) |
| ・資金計画の作成への助言 など | |

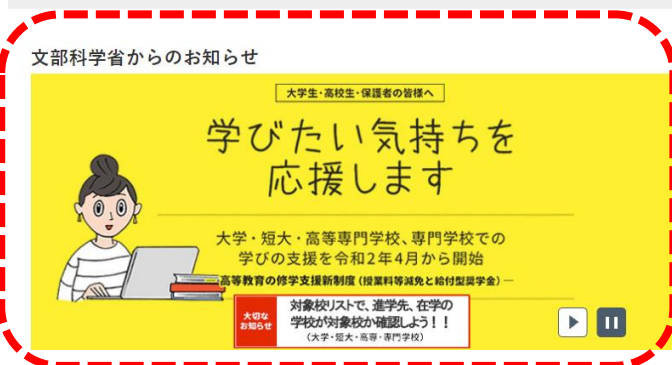


※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。

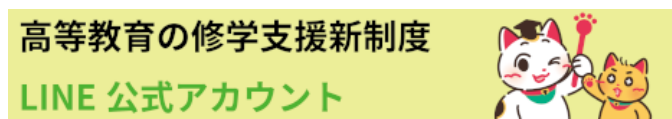


申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

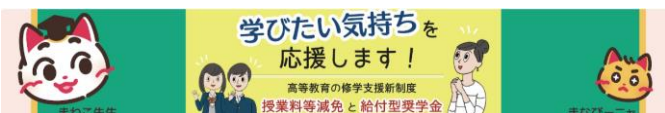
スカラシップ・アドバイザー 検索



文部科学省からのお知らせで「学びたい気持ちを応援します」をクリックすると、特設ページを開くことができます。



LINE公式アカウント開設しています。



YouTube動画を配信しています。

注目情報

令和6年1月3日更新 令和6年能登半島地震の影響を受けた大学入学共通テストの (大臣メッセージ)
随時 大学入試情報提供サイト
令和5年12月22日更新 令和6年度予算(案)等
令和6年1月4日更新 広報誌「ミラメク」未来の羅針盤 文部



新しい制度では、どんな人が対象になるか、どのくらい支援が受けられるか、どの学校が対象校なのか、次のページから見てみましょう。



「高等教育の修学支援新制度」の特設ページでは、新制度に関する各種情報を掲載しています。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>